

EICC 検証済監査プロセス (VAP)

VAP 運用マニュアル

改訂 5.1 – 2016 年 1 月

電子業界 CSR アライアンス (EICC) www.eiccoalition.org を通じて活動する情報通信技術企業はグローバルなサプライチェーンの中で持続可能性と社会的責任を向上させるために活動しています。

これらの企業は情報通信技術 (ICT) 産業における労働環境は安全で、労働者は敬意と尊厳をもって取り扱われ、製造業務は環境に対して責任のあるものであることを保証する相互責任を認識しています。検証済監査プロセス (VAP) は、社会的監査の複数の要求事項に対するサプライチェーン企業の負担を軽減するための監査への協働的なアプローチです。VAP は、EICC 行動規範、法令および規制に基づく労働、倫理、衛生、安全および環境活動に対する高品質で首尾一貫し費用効果がある標準的な業界評価へのニーズを満たします。

VAP に関するお問い合わせ先:

- ApmEiccaudits@sumerra.com
- EICC 住所: Suite 330, 1737 King Street, Alexandria VA 22314, USA
- EICC ウェブサイト: <http://www.eiccoalition.org>

© 2016 Electronic Industry Citizenship Coalition. All Rights Reserved. Electronic Industry Citizenship Coalition, Incorporated の書面による明示的な許可なく、これらの資料のいかなる部分も、コピー、記録、あるいは現在または将来に知れたる情報記憶・検索装置等、電子的あるいは機械的に関わらず、いかなる形態あるいは手段による複製または送信を禁じます。この著作物の無許可の複製または配布は違法であり、米国著作権法およびその他の適用著作権法に基づく民事上もしくは刑事上の処罰の対象となることがあります。

16. EICC 行動規範解釈指針

本章はEICC行動規範(2016年、v5.1)の条項を詳述する。各条項では、まず被監査者が従うべきEICCの要求事項を定めている。それに続いて、EICC行動規範の各条項についての現場視察、文書レビュー、経営層の知識と理解、労働者の意識と理解のそれぞれに関して要求事項を概略している。

注:被監査者の発する連絡類は全て、労働者が容易に理解できる言語で行わなければならない。そうでない場合、関連部分について「重大」不適合と見なす。

適合性宣言書は全て、具体的により狭い範囲の集団を指さない限り、労働者全員(労働者種類は臨時労働者、移民労働者、学生労働者、契約労働者を含み、雇用形態は直接雇用、間接雇用のいかんを問わず、職種は工場・生産施設・倉庫を含み、その他のあらゆる種別の労働者や従業員を含む)に適用する。

注:被監査者で、事業所方針・企業方針・団体交渉協約などを定めていて、それがEICC行動規範・法定要件・顧客要請事項より厳格である場合、監査中に発見された行為が被監査者の方針や団体交渉協約に適合していなければ(EICCや法定の要件を満たしている場合も)、不適合と見なす。

A. 労働

A1 雇用の自由選択

強制、拘束(債務による拘束を含む)または年季契約労働、非自主的な囚人労働、奴隷または人身売買による労働力を用いてはなりません。これには、労働またはサービスのために脅迫、強制、支配、拉致、または詐欺によって人を移送、隠匿、採用、譲渡、または受領することも含まれます。会社が提供した施設への出入りに不合理な制約を与えたり、施設における労働者の移動の自由に不合理な制約を課してはなりません。雇用プロセスの一環として、労働者へ、母国を離れる前に、雇用条件の記述を含む母国語による雇用契約書を提供する必要があります。すべての作業は自主的でなくてはならず、労働者は随時職を離れる、または雇用を終了する自由があります。雇用者およびエージェントは、政府発行の身分証明書、パスポート、または労働許可書(これらの保持が法律で義務付けている場合を除く)など、従業員身分証明書または移民申請書を保持したり、またはその他破壊、隠匿、没収したり、もしくは従業員による使用を阻止してはなりません。労働者へ、雇用者またはエージェントに採用手数料その他の手数料を支払うよう要求してはなりません。もしそのような手数料が労働者により支払われていることが発覚した場合には、労働者に返却しなければなりません。

注:本条項(A1)では、直接雇用の労働者と間接雇用の労働者に対する要求事項は同一である。

A1.1 強制労働、非自主的な囚人労働、年季奉公労働、拘束(債務による拘束を含む)による労働、人身売買による労働、隷属労働は、いかなる形態のものも使用していない。

最低要求事項:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 労働者に、手数料および懲罰が全て開示されている。被監査者に、労働者が支払う手数料の開示や実際の手数料に関する文書が全て揃っており、入手可能で、EICC 行動規範および EICC 人身売買によるおよび強制的な労働-「手数料の定義」(2015年8月)に準拠している。どのような場合であっても、EICC 人身売買によるおよび強制的な労働-「手数料の定義」(2015年8月)に述べられているような過重なあるいは禁止されている手数料を課することは認めない。
労働者との契約書上に、強制労働、強制的な囚人労働、年季奉公労働、拘束労働、人身売買による労働および隷属労働が求められる可能性または発生する可能性のある条項や文言が、定められていない。採用慣行や労働エージェント/人材リクルーターの採用慣行で、強制労働や拘束労働を禁じていなければならない。
 - レビューの対象となる給与、賃金その他の記録に、EICC 人身売買によるおよび強制的な労働-「手数料の定義」(2015年8月)で列挙されている容認できる手数料以外の禁止されている手数料、過重な手数料、多額の債務、多額の貸付の記載がない。記録をレビューし、法律、方針および手順への適合性を示さなければならない。
 - 具体的な要求事項:

- 採用および雇用慣行：EICC 人身売買によるおよび強制的な労働-「手数料の定義」(2015年8月)で認められていないいかなる手数料も、発見から90日以内に労働者に返還されなければならない。すべての労働者に対して禁止されている手数料の例には以下のものを含むがこれに限らない：
 - 応募、推薦、採用、雇用、斡旋、管理、間接、および処理に関するあらゆる手数料
 - 雇用の途中あるいは雇用後を問わず採用プロセスのあらゆる段階における手数料
 - エージェント、サブエージェント、仲介業者、あるいは雇用者を含むあらゆる関係者に対する手数料
- 外国移民労働者に対して禁止されている手数料の例には以下のものを含むがこれに限らない：
 - 出国前手数料および費用(以下のものを含むがこれに限らない)：
 - 技能試験
 - 職業資格に求められていない追加的な証明
 - 健康診断／検査
 - 出国前研修あるいはオリエンテーション
 - 書類提出および／あるいは許可証に関連する費用
 - 雇用を得るために必要な新しいパスポート、身分証明書類、あるいはビザ(更新を含む)
 - 一時的な労働許可証あるいは居住許可証(更新を含む)
 - 無犯罪証明手数料
 - 出生証明手数料
 - 善行証明書
 - 雇用される国に居住するために必要なその他の証明書、身分証明証あるいは許可書類
 - 交通費および宿泊費用(税金および手数料含む。以下のものを含むがこれに限らない)：
 - 雇用の申し出と受諾が書面でなされた後の、労働者の送り出し国から受け入れ国の通関港までの交通費および宿泊費用
 - 受け入れ国の通関港から職場あるいは提供された宿泊施設までの交通費および宿泊費用
 - 入国手数料
 - 雇用が始まった後に移動を求められた場合の移転費用
 - 雇用の終了時における帰国のための交通費
 - 到着、オリエンテーション、または新規雇用(以下のものを含むがこれに限らない)：
 - 新規雇用研修またはオリエンテーション
 - 健康診断または検査
 - 法的要求事項(以下のものを含むがこれに限らない)：

- 預金あるいは債券(法律により求められるものと求められないものを含む)

その他の手数料／預託金／債務:もし労働者に対する費用および手数料が控除される場合には、それらは EICC 人身売買によるおよび強制的な労働-「手数料の定義」(2015 年 8 月)に適合していなければならない:

個人的援助関連支払／手数料:

- 個人的貸付は、返済額が利息を含めて賃金 1 ヶ月分の 10%までとし、貸付期間は 6 ヶ月を限度とする。
- 教育ローンの返済額は、賃金 1 年分の 10%を超えてはならない。教育ローンは 1 年間を超えてはならない。
- 退職・早期退職:
 - もし労働者が適正な通知を行って雇用契約における退職通知期間を満了した場合には、当該労働者に対して追加的な手数料を課してはならない。
 - もし労働者が適正な通知を行っていない、または雇用契約における退職通知期間を満了していない場合:
 - 当該労働者に課せられる全ての違約金または手数料の合計額は当該労働者の賃金 1 カ月分の 60%を上限としなければならない。この金額には、適用法によって当該労働者に支払いが求められる違約金または以下に列挙する容認できる手数料は含まない。
 - 文書化された嫌がらせ、虐待、あるいは安全への脅威により通知期間を満了せずに退職せざるを得ない場合は、当該労働者はいかなる違約金または手数料の支払いも求められてはならない。
 - 退職は法的に定義された時間枠の範囲内では自主的である。
- 容認できる手数料には以下のものを含むがこれに限らない:
 - 履歴書のコピー、写真、既存の書類および証明書のコピーなど、雇用面接の準備に必要な費用、付随費用
 - 職務記述書に記載の義務を遂行するのに必須な学位、免許、あるいは認定など、その職務にとって最低限の資格を満たすための費用
 - 従業員による紛失に伴うパスポート再発行関連費用。ビザまたは許可証を再発行する場合には、写真、書類の提出あるいはコピーなどを含む。
 - 宿泊施設および食事を提供した雇用者またはエージェントの合理的な費用。これらの全ての費用は、公正市場価値で課せられなければならない、また EICC 安全衛生基準を満たしていなければならない。
 - 雇用の申し出がなされて受諾される以前に送り出し国を出発する以前の移動に関連する費用
- マレーシアにおける外国人労働者税は労働者に適用されることがある。

- その様な税が適用される場合には、雇用期間における労働者の年間賃金の 1/12 を超えない範囲で按分して控除されなければならない。雇用の終了にあたり、重大な違法行為による解雇がない限り、労働者はいかなる税の未払残高も課されてはならない。
- もし手数料が上記に具体的に列挙されていないまたは例示の範疇に適合しない場合には、外国移民労働者は、現地労働者が課されない一切の項目を課されてはならない。

不適合の等級:

支払い済の禁止されている採用手数料および雇用手数料が90日以内あるいは発見から実現可能な限り直ちに返還されていない場合

- 最優先:
抽出された労働者のうち 1%以下または 3 人以下(いずれか大きい方)の労働者が月額賃金の 150%を超える禁止されている手数料を支払っていることが発見された。
 - 抽出された労働者のうち 1%超 5%以下または 3 人超 7 人未満(いずれか大きい方)の労働者が月額賃金の 150%を超える禁止されている手数料を支払っていることが発見された。
 - 抽出された労働者のうち 5%超 40%以下または 7 人超(いずれか大きい方)の労働者が月額賃金の 100%を超える禁止されている手数料を支払っていることが発見された。
 - 抽出された労働者のうち 40%超の労働者が禁止されている手数料を支払っていることが発見された。

重大:

- 抽出された労働者のうち 1%以下または 3 人以下(いずれか大きい方)の労働者が月額賃金の 100%超 150%未満の禁止されている手数料を支払っていることが発見された。
- 抽出された労働者のうち 1%超 5%以下または 3 人超 7 人未満(いずれか大きい方)の労働者が月額賃金の 150%未満の禁止されている手数料を支払っていることが発見された。
- 抽出された労働者のうち 5%超 40%以下または 7 人超(いずれか大きい方)の労働者が月額賃金の 100%未満の禁止されている手数料を支払っていることが発見された。

軽微:

- 抽出された労働者のうち 1%以下または 3 人以下(いずれか大きい方)の労働者が月額賃金の 100%未満の禁止されている手数料を支払っていることが発見された。

この表は、支払い済の禁止されている採用手数料および雇用手数料が90日以内あるいは発見から実現可能な限り直ちに返還されていない場合の発見に対する上記の不適合の等級を示す。頻度割合はサンプル規模に基づく。

支払済手数料の頻度\金額	月額賃金の1ヶ月以下(≤ 100%)	月額賃金の1ヶ月超1.5ヶ月以下(>100% - 150%)	月額賃金の1.5ヶ月超(>150%)
1%以下または3人以下(いずれか大きい方)の労働者	黄色	赤	黒
1%超5%以下または3人超7人以下(いずれか大きい方)の労働者	赤	赤	黒
5%超40%以下または7人超の労働者	赤	黒	黒
40%超	黒	黒	黒
等級			
最優先	黒		
重大	赤		
軽微	黄色		

支払い済の禁止されている採用手数料および雇用手数料が90日以内あるいは発見から実現可能な限り直ちに返還されていない場合以外の発見に対して:

- 最優先:
 - 合理的な通知なしに退職する場合の違約金が**月額賃金3ヶ月分超**
 - 労働者が自主的な雇用終了を制限されているまたは合理的な通知をすると別の方法で罰せられる
 - A1.3、A1.4 または A1.5 における最優先項目
- 重大:
 - 1ヶ月または法律の定めのあるいずれか厳格なほうより長い終了通知期間
 - 合理的な通知なしに退職する場合の違約金が月額賃金の60% (約2~3週間)分超
- 軽微: 該当しない
- 該当しない: 該当しない

遠隔検証: 不可

A1.2 強制労働、拘束労働、強制的な囚人労働、人身売買による労働、隷属労働の使用を防止するために適切で効果的な方針や手順が確立されている。

最低要求事項:

- 現場視察: 該当しない
- 文書レビュー:
 - 強制労働、拘束労働、強制的な囚人労働、人身売買による労働、隷属労働の使用を防止するために、明確な方針や手順が整っている。
 - 従業員・労働者、サプライヤー、労働エージェント・請負業者の全員に対して研修や連絡の制度を設け実施している。
 - 方針遵守や是正措置(該当する場合)について、監視が実施されている。監視と是正措置(該当する場合)の報告書がある。報告書には、最低でも以下の事項を掲載している:
 - 強制的労働(形態のいかんを問わない)を防止するため方針や手順が実施されていること。これは直接雇用か間接雇用かを問わず、全ての労働者に適用される。
 - 全ての請負業者・人材リクレーター宛てに強制労働禁止のための指示事項を定めた文書を作成していること。直接サプライヤーが当該要件を遵守していることを事前証明するプロセスを文書化し、実施している。各外国人労働者が就業開始前に支払った手数料や費用の具体的な金額を判断するための手順を実施している。
 - 採用および雇用慣行: 過重な手数料を禁止するための方針や手順が実施されている
 - 退職・早期退職: 契約書、労働者ハンドブックまたは研修用教材上で、労働者が懲戒(懲罰、懲罰金、暴力、賃金支払い停止)を受けることなく現地法にもとづいて退職できる旨が明記されている。方針や手順には、労働者の雇用終了にあたり、自発的、強制的いずれの場合も全就業時間に対する適切な金額を支払うことが明記されている。
 - その他の手数料・預託金・債務 方針や手順には、労働者の雇用に伴って手数料の支払いや預託金の供与が義務づけられず、債務を負うこともない旨(一括いか分割払いの別、直接徴収か賃金控除の別を問わない)が明記されている。

注:労働者の雇用状態に関連するいかなる不適合も別の適切なサブセクションで報告されるべきである(例:もし賃金が遅れたり給付が支払われない場合は、A4で報告する)。

不適合の等級:

- 最優先: 該当しない
- 重大:
 - 方針または手順(募集や採用の慣行、退職その他に関わる手数料・預託金・債務を定めているもの)がない
 - 法律に反する方針または手順がある
 - 研修や連絡が行われていない
 - プログラムの効果が監視されていない。

- 二次請負業者や人材派遣業者に対して、人身売買労働や隷属労働の禁止が効果的に周知されていない。
- A1.1、A.1.3、A1.4 および A1.5 で「最優先」不適合の評価がある
- 軽微:
 - 採用や雇用の慣行、退職その他に関わる手数料・預託金・債務に関する方針および手順が実施されており、方針・手順は法律に準拠しているが、直接雇用労働者または労働エージェント・請負業者により雇用した労働者のいずれかで、実施事項の1つ(研修または連絡、監視、是正措置など)が欠落している。
 - プログラムの効果は監視されているが、その結果に対する是正措置が保留されている。
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:不可

A1.3 雇用時より前(移民労働者の場合はその母国・地域を出る前)に、主要な雇用条件について、法で求められる雇用通知書・合意書・契約書などの書面で労働者の母語で提供し、さらに口頭でも説明して労働者の理解を得ている。

最低要求事項:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 雇用時より前(移民労働者の場合はその母国・地域を出る前)に、主要な雇用条件について、法律で求められる雇用通知書・合意書・契約書などの書面または口頭で、労働者の母語により説明を行っている。
 - この説明には、最低でも次の事項を含める:
 - 仕事の性質
 - 就業時間と賃金
 - 退職の権利
 - 給付(住宅手当、交通費、制服など)
 - 労働者に求める手数料とその金額
 - その他の給付(年金、保険など)
 - 賃金からの控除項目。
 - 労働者の雇用条件が、ILO の関連法および協定に準拠している。
 - 人材エージェント・請負業者または二次請負業者・エージェントを使用する場合は、当該業者と契約を締結して、労働者に関して業者が遵守しなければならない事項を定めなければならない。
 - 移民労働者の母国出国から就業開始までの間に、契約書を差し替えてはならない。
 - 契約変更を行った場合はそれを明示し、労働者との対話・協議を行う優良慣行に従い、全ての法定要件を遵守する。
 - 定義された労働者集団(学生／実習生／派遣など)は法的および／または顧客の要求事項に適合する。

不適合の等級:

- 最優先:
 - 深刻な悪条件に雇用契約が差し替えられている(賃金の低下、事業所が異なる、食費や住居費の非公開など)。
 - 雇用前(移民労働者の場合は母国出国前)に契約書または契約条件が通知されていない。
契約上で、労働者の自発的な雇用終了を制限する条項が定められている。

重大:

- 契約書がない、契約書が母国語でない、或いは(外国人労働者の場合)出国前に契約書が交付されていないが、しかしながら就労前(移民労働者の場合は母国出国前)に条件は通知されている
- 契約書または契約条件の通知に不備がある(要素の1つ以上が欠落)。
- 被監査者と労働エージェント・請負業者の間に契約書がない。
- 特定の労働者集団の比率が、法定要件や顧客要請に定める上限を5%超、上回っている。

- A1.1、A1.2、A1.4、または A1.5 における最優先等級
- 軽微:
 - 契約書が作成され、かつ人材派遣業者・労働請負業者との間に契約が実施されているが、それらに不備がある(条項の欠落など)。
 - 特定の労働者集団の比率が法定要件・顧客要請に定める上限を超えているが、超過の割合が 1%超 5%以下である。
- 該当しない:契約は法的に必要とされない。

注:A1.3で「最優先」不適合評価を与えるには、A1.1で「最優先」と評価していることが必要である。

遠隔検証:不可

A1.4 政府が労働者に発行した身分証明書や個人文書の原本は、雇用者・人材エージェント・請負業者(該当する場合)が採用時に保管することはない。

最低要求事項:

- **現場視察:**
 - 会社・労働エージェント・請負業者の提供する宿泊施設に滞在している労働者(外国人・移民労働者を含む)に、安全な個人用保管設備が備えられていて、他人の不正利用がないよう保護されており、本人はいつでも利用できる。
 - 労働者が、個人文書の保管場所を示すことができる。
- **文書レビュー:**
 - 労働者は、自己の身分証明文書を常時所持、管理することができ、被監査者は、労働者に対して当該文書の管理権限の放棄を要求していない。
 - 政府発行の身分証明書や個人文書の原本は保管しない旨明記した方針や手順が実施されている。
 - 被監査者は、原本のコピーを求められることができる(許可されている場合)。
 - 労働者ファイルに、個人文書(パスポート、就労ビザ・許可証、市民権カード、在留カード、身分証明書、社会保障カード・保険証、出生証明書、銀行関連文書など)の原本を保管していない。
 - 一部の国では、現地の法により、雇用者が外国人労働者の個人文書を保管するよう義務づけている。
 - その場合、法律で保管が義務づけられた個人文書のみを対象とし、安全な保管のための手順を実施している。個人文書は、方法のいかんを問わず、改ざんまたは破損してはならない。労働者は要求してから 12 時間以内に自己の個人文書を入手できなくてはならない。政府発行の身分証明書、パスポート、労働許可証については、保管を行っている事に対して手数料を請求してはならない。

不適合の等級:

- **最優先:**
 - 個人文書原本の破損、隠匿、没収、労働者の意思に反した保管が行われている、または要求したにもかかわらず利用を拒否されている。
- **重大:**
 - 個人文書原本が保管されている。
 - 文書原本の保管が法律で義務づけられているが、文書の保管や、労働者が自己の文書を再入手するための方針がない。
 - 会社・労働エージェント・請負業者の提供する宿泊施設に滞在している労働者(外国人・移民労働者を含む)に、いつでも本人が利用できる安全な私物保管場所がない。
 - A1.1、A1.2、A1.3、または A1.5 における最優先等級
- **軽微:**

- 法律で、文書原本の保管が義務づけられており、保管のための方針や手順が実施されているが、労働者は要求から 12 時間以内に文書を利用できない。
- 会社・労働エージェント・請負業者が提供する労働者の宿泊施設で、安全な私物保管場所の利用が全体の 5%に満たないケースで妨げられている。
- 該当しない:該当しない

注:A1.4で「最優先」不適合評価を与えるには、A1.1で「最優先」と評価していることが必要である

遠隔検証:不可

A1.5 労働者の移動や基本的自由の行使が不当に制限されていない

最低要求事項:

- 現場視察:
 - 労働者が事業所構内(寮)に居住している場合、寮に通じる門や通路が開かれている、または手順を設けて不当な制限や過度な警備による制限(休憩時間内の制限や、事業所からの外出制限を含む)を行っていない。
 - 労働者が、基本的自由を行使するため、必要に応じて自由に移動している。
 - 就業時間外に、労働者が被監査者の事業所構内や寮から自由に外出できる。
 - トイレ許可証などを用いた制限の仕組みがない。
- 文書レビュー:
 - 移動の自由に関する方針や手順を実施している。
 - 入出記録(設けている場合)上に移動制限を示す記録(例えば、トイレや水飲み場の利用、外部医療機関の受診、工場や寮への出入り)がない。

不適合の等級:

- 最優先:
 - 労働者の安全衛生にリスクを生じさせる状況(工場や寮の施設など)がある。
 - 解雇、当局への通報その他これと同様の重大な脅迫を用いて、労働者の移動を制限している。
- 重大:
 - 方針が備わっているが、脅迫や懲罰(解雇、当局への通報その他これと同等の重大な脅迫ではないもの)を用いて、労働者の移動を制限している。
 - A1.1、A1.2、A1.3、または A1.4 における最優先等級
- 軽微:
 - 移動の自由に関する方針や手順が整っていないが、移動の自由に関する制限がない。
 - 威圧的ではない、制限を行う制度や手順が行われている(トイレ許可証など)
- 該当しない:該当しない

注:A1.4で「最優先」不適合評価を与えるには、A1.1で「最優先」と評価していることが必要である

遠隔検証:不可

A2)若年労働者

児童労働は、いかなる製造段階においても使用してはなりません。ここで言う「児童」とは、15歳、または義務教育を修了する年齢、または国の雇用最低年齢の内、いずれか最も高い年齢に満たない者を指します。合法的な職場学習プログラムの使用は、すべての法規制が遵守されている限り、支援されます。18歳未満の労働者(若年労働者)を夜勤や残業を含む、健康や安全が危険にさらされる可能性がある業務に従事させてはなりません。参加者は、適用される法規制に従った、学生の記録の適切な維持、教育パートナーの厳格なデューデリジエンス、および学生の権利の保護により、学生労働者の適切な管理を確保するものとします。参加者は、適切なサポートとトレーニングをすべての学生労働者に提供するものとします。現地の適用法がない場合、学生労働者、インターン、および見習いの賃金率は、同様または類似の作業を行っている他の新人労働者と同じ賃金率でなくてはなりません。

A2.1 労働者が最低就労年齢に達している。

最低要求事項:

最低就労年齢は、15歳または当該国最低就労年齢の、いずれか高い方とする。

- 現場視察:現場に目に見える最低就労年齢に達していない労働者がいない
- 文書レビュー:
 - 児童労働を禁止する正式な方針が実施されている
 - 個人記録のサンプルや勤務表に、労働者が全員、最低就労年齢または企業方針が定める最低就労年齢のいずれか高い年に達していることが示されている。

注:監査者は、サンプル例の抽出を、労働者・従業員の全カテゴリーから行わなくてはならない。

不適合の等級:

- 最優先:事業所内に、最低就労年齢に達していない労働者が現在いること、または直近の6ヵ月間にいたことが、確認できる。
- 重大:方針、あるいは方針に関する研修はないが、最低就労年齢に達していない労働者は現在いない
- 軽微:労働者は<法定の>最低就労年齢に達しているが、企業方針に定める最低就労年齢には達していない
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:不可

A2.2 法定の最低就労年齢に達していない労働者を、直接雇用か人材派遣業者・労働請負業者を介した間接雇用のいずれかによっても雇用しないようにするために、適切で効果的な方針やプロセスを確立している。

最低要求事項:

- 現場視察:現場に目に見える最低就労年齢に達していない労働者がいない
- 文書レビュー:
 - 適切で効果的な方針やプロセスがあり、次の事項を定めている:
 - 被監査者と人材派遣業者・労働請負業者における児童労働禁止方針に関する連絡や研修
 - 年齢を証明する文書(出生証明書、自治体の記録、パスポート、戸籍、卒業証明書など)の信頼性を検証するプロセスを行っている。身分証明書は、政府が承認した写真付き ID カードとする。年齢証明では、公式文書の添付写真を見て検証しなければならない。被監査者は、下記の 2 つ以上の検査や相互参照をしなければならない:
 - 写真付き ID カードを労働者の顔と照合
 - インターネットリソースや政府の現地出張所など、利用可能な第三者のリソースによる検証
 - 出生証明書
 - 政府発行の個人 ID カード
 - 運転免許証
 - 選挙登録カード
 - 「公印のある」在学証明書のコピー
 - 地方自治体の担当者による宣誓供述書
 - 外国政府が発行した労働許可証または政府が認めた文書
 - 最低就労年齢に達していない労働者が他人の身分証明証を使って事業所に立入ることを防ぐため、指紋認証、写真付き ID カードなど信頼性の高い ID 検証システムを設けて労働者の立入りを管理している。
 - 被監査者は、法定の最低就労年齢に達した若年労働者が採用募集に応募することを拒否してはならない。
 - 被監査者の事業所で最低就労年齢に達していない児童が働いていることが判明した場合、その児童の福祉を目的として以下の内容を含む支援を提供する:
 - 健康診断と必要に応じたその他の適切な措置
 - 義務教育の修了
 - 合法的に就労できる時期までの収入保障
 - 解雇や罰金を科すべきではなく、(見習い雇用が適法であり、見習い生を使用している場合)見習い生として適切に配置するよう最大限の努力を払い、必要に応じて就学ニーズを満たせるよう就業時間や職務内容を制限する
 - この方針に関する労働者対象の研修用教材や記録がある。

不適合の等級:

- 最優先: 児童または最低就労年齢に達していない労働者について、直接雇用または労働エージェント・請負業者を介した間接雇用が行われている
- 重大: 正式な方針とプロセスがない、年齢を証明する文書がない。
- 軽微: 正式な方針が実施されているが、プロセスが不完全である、または年齢を証明する文書がない
- 該当しない: 該当しない

遠隔検証: 不可

注: A2.1 に「最優先」の不適合があった場合、この項目でプロセス不適合がある場合は「重大」を基本とする。

A2.3 18 歳未満の労働者は、安全衛生を損なう可能性が高い作業(夜間勤務、超過勤務を含む)に従事させてはならない。

最低要求事項:

- 現場視察:18 歳未満の労働者は危険な仕事を行っていない
- 文書レビュー:
 - 若年労働者のための明確な方針を定めている
 - 実施メカニズムが明確に定義され、実施されている:
 - 健康診断(法律で義務づけられている場合)
 - リスクの明確な評価
 - 就労時間、時間帯についての制限
 - 若年労働者の特定、危険でない職務への配属
 - 若年労働者は、夜間勤務および超過勤務を行ってはならない
 - 実施メカニズムは、少なくとも個人記録、医療記録および勤務時間記録に反映されている。

不適合の等級:

- 最優先:以下の若年労働者が発見された:
 - 危険な仕事を行っている
 - 夜間勤務
- 重大:
 - 若年労働者が超過勤務を行っている
 - 方針がなく、且つ実施メカニズムがない。
- 軽微:方針または実施メカニズムが欠落または不完全である。
- 該当しない:方針および実施メカニズムが実施されている。18 歳未満の労働者がいない。

遠隔検証:不可

A2.4 見習い生・実習生・学生労働者の雇用について、適切で効果的な方針や手順を実施している。

最低要求事項:

注:見習い期間は労働者試用期間とは異なる。見習い生・実習生・学生労働者制度に法的規制を定めている国がほとんどである:

- 実労働時間は法定限度を超えてはならない。
 - 学生労働者の労働時間は登校を妨げず、同労働者が「研修生」であった場合の研修期間および回数と同一でなければならない。
 - 被監査者は、学生労働者の賃金から研修手数料や採用手料を控除してはならない。
 - 被監査者は、学生労働者を事故や賠償責任から保護するための保険、その他法定の全ての保険に加入させなければならない。
 - 賃金が法定最低賃金を下回ることが許される期間は、限定された妥当な期間若しくは6ヶ月のいずれか短い期間でなければならない。
 - 学生労働者・実習生・見習い生は、学位資格や証書取得、技能向上といった学習目標を補完する職務に配属しなければならない。
-
- 現場視察:
 - 学生労働者・実習生・見習い生が、専攻分野または新業務習得に関係のある作業のみに従事しており、適用法で禁止された作業に従事していない。
 - 文書レビュー:
 - 被監査者が見習い生・実習生・学生労働者の採用を行わない場合、そのことを明記した方針を定めていなければならない。
 - 実習生・学生労働者の配属決定と見習い制度のための効果的な手順が確立されている:
 - 一般要求事項:
 - 方針には、少なくとも次の事項を定めなくてはならない
—実習生・学生労働者および見習い生をその専攻分野または新業務習得を補完する職務のみに配属するという約束、見習い期間の上限(もし最低賃金を下回る支払いを受ける場合、最大6ヶ月)、見習い期間終了後の昇進・採用機会に関する詳細、資格、募集、雇用契約、仕事の性質、労働時間、賃金および手当。また、これらが全て現地法に定める要件に適合していなければならない。
 - 学生労働者、実習生、見習い生の募集、採用、手配および管理を行うに当たり、エージェントまたは仲介者を利用してはならない。
 - 労働(習得分野の選択を含む)は、全て自発的でなければならない。
 - 適用法にもとづいて、学生労働者、実習生、見習い生の権利を保護している

- 学生労働者・実習生または見習い生の個人記録(該当する場合、契約書、学習目的、評価、研修用教材の参照、配属など)を維持している
- 労働力不足を補う目的で、学生労働者、実習生または見習い生を雇用していない
- 研修プログラム概要と研修用教材のコピーが、常に入手できる
- 方針と方針実施方法は、周知を行い、経営層、監督者、労働者全員を対象とした研修を行っている。

具体的な要求事項:

	<u>学生労働者</u>	<u>実習生</u>	<u>見習い生</u>
<u>三者合意(学生・学校・会社/被監査者)</u>	<u>必要</u>	<u>該当しない</u>	<u>該当しない</u>
<u>金銭的・学業上の罰則がない</u> (罰則は、プログラムの教育的部分の成績低下に直接関連した場合にのみ許される)	<u>必要</u>	<u>必要</u>	<u>該当しない</u>
<u>デューデリジェンス:労働者が教育機関の有効な学習プログラムに実際に登録されていることを証明する。教育機関に不適合があれば是正措置を行い、必要に応じて関係解消などの制裁を課す</u>	<u>必要</u>	<u>不要</u>	<u>該当しない</u>
同等または同様の作業を行う労働者との同一賃金	<u>必要</u>	不要(実習期間中は少なくとも最低賃金)	該当しない*

* 新たなスキル要件を満たした場合の適切な賃金引き上げについて合意している。
見習い期間終了後の昇進や賃金調整を明確に文書化している

- 三者合意に関する具体的な要求事項(学生労働者または法定後見人・学校・被監査者)。合意条件は以下の内容を含んでいなければならない:
 - 適用法令により要求される全ての条件
 - 学生労働者の氏名
 - 学生労働者の緊急連絡先
 - 学生労働者の所属学校の名称と住所
 - 被監査者の名称、住所など
 - 住居環境(該当する場合)
 - 賃金および手当
 - 食費および住居費(該当する場合)(適正市場価格を超えてはならない)
 - 労働時間
 - 作業の性質および作業場所
 - 写し3部に署名

注:学生労働者、実習生または見習い生が若年労働者である場合(すなわち上記の3分類のいずれにも当てはまらない場合)、A2.3に定める全ての若年労働者のための要求事項を適用する(A2.3で報告)。

不適合の等級:

- 最優先: 該当しない
- 重大:
 - 見習い生の従事する業務が、専攻分野または新業務習得に関係したものでない。
 - 労働者が最低賃金を下回って支払われる見習い期間が6ヵ月を超えている(6ヵ月を超える見習いは、法律に規定がある場合のみ認められる)。
 - 学校、工場、学生・両親による三者合意を締結していない。
 - 実習生、学生労働者または見習い生を労働エージェント・請負業者を介して雇用している。
 - 手順がない。
- 軽微:
 - 研修プログラムに関する方針がない
 - 学校のデューディリジェンスが実施されていない
 - 手順はあるが、不完全である。
- 該当しない: 研修プログラムに関する方針がある、学生労働者、実習生、または見習い生が現場にいない。

注:

- 学生労働者、実習生または見習い生(18歳未満)が危険作業、夜間勤務または超過勤務に従事している場合は、A2.3で報告する。
- 勤務時間が現地法の定める上限を超えている場合は、A3.1で報告する。
- 賃金が最低賃金または同じ職務に従事する者の初任給より低い場合は、A4.1で報告する。

遠隔検証: 不可

A3)労働時間

ビジネス慣行研究によると、労働者の過労は、生産性の低下、離職の増加、怪我および疾病の増加と明確なつながりがあることがわかっています。週間労働時間は、現地の法律で定められている限度を超えてはなりません。さらに、週間労働時間は、緊急時や非常時を除き、残業時間を含めて週 60 時間を超えてはなりません。従業員に 7 日間に 1 日以上の日を与えなくてはなりません。

A3.1 直近の 12 ヶ月の毎週の労働時間が、週当たり 60 時間または法定上限のいずれか短い時間数を超えていない。

最低要求事項:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 労働時間記録サンプル(規定されているサンプル数のもの)と概要報告上に、各労働者の労働時間数(超過勤務を含む)が週当たり 60 時間を超えていないことが示されている。
 - 直近の 12 ヶ月のうち 3 ヶ月分について評価を行う;これらは典型的に繁忙月、閑散月、平均月でなければならない。それぞれの月について次の事項を報告する:
 - 週当たり労働時間(労働時間評価に使用するサンプルは、職場の人員構成を反映して抽出する。最多労働時間にのみ着目してはならない)、
 - 60 時間、法定上限のいずれか短い時間数を超える労働者全員の労働時間合計(総数に対する数)と最大労働時間
 - 90 日間で是正が求められる最優先不適合については、最優先監査の直前の月を通常のサンプル率の 3 倍で使用して、直近の監査以降の傾向を評価しなければならない。180 日間で是正が求められる最優先不適合については、最優先監査の直前 3 ヶ月を通常のサンプル率で使用して、直近の監査以降の傾向を評価しなければならない。
 - 時間の適切な分析においては現地法が守らなければならない。
 - この条項は、経営層、管理職、専門的職務に従事する者などの裁量労働者には適用しない(現地法で、これと異なる規定がある場合はこの限りではない)。
 - 労働時間が週当たり 60 時間または法定上限を超えた場合、それが緊急事態や非常事態から生じたものでないことを確認する。例外的な事態の場合には、緊急事態や非常事態の発生時点に文書化しなければならない。
 - 政府が労働時間に関して免責制度、許可制度その他の労働時間制度を施行している場合は、EICC の免責方針(セクション 21 参照)に準拠しなくてはならない。

不適合の等級:**

週当たり労働時間（合計または特定区域・職務または国籍ごと）	サンプリングした労働者の1%超5%以下 (>1% - ≤5%)	サンプリングした労働者の5%超40%以下 (>5% - <40%)	サンプリングした労働者の40%超 (≥ 40%)
84 時間超/週	10. 最優先		
72 時間超/週 84 時間以下/週	7. 重大	8. 最優先	9. 最優先
60 時間超/週 72 時間以下/週	4. 軽微	5. 重大	6. 最優先
現地法超 60 時間以下/週	1. 軽微	2. 軽微	3. 重大
現地法未滿および 60 時間/週以下	0. 適合		

*現地法が 60 時間/週より厳しい

**全体の 1 パーセントの誤差は許容される。すなわち、法定限度を超えて仕事をしている労働者が 1 パーセント以下と判明した場合は適合である。ただし週間労働時間が 84 時間を超える場合を除く。

- このマトリクスは、平均月、繁忙月および閑散月の平均を一括したものである。
- EICC 行動規範では、現地法または行動規範のどちらか厳格な方に準拠するよう会社に求めている。政府の定める有効かつ現行の免責規定があれば、60 時間/週の制限にかかわらず、この免責規定が「現地法」と見なされる(例えば、中国の包括的労働時間制度 (Comprehensive Work Hour System) は超過勤務の上限変更を認めている)。
- 労働時間は 4 つの方法で評価する:
 - 3 ヶ月分のサンプル
 - サンプルを作業区域ごとに分類
 - サンプルを業務コードごとに分類
 - 18 歳未滿の労働者については別に評価しなければならない。法定上限または週当たり 60 時間の短い方を超えていた場合は A2.4.において資格・証明が必要とされない限り「最優先」の不適合と見なす。

遠隔検証: 不可

A3.2 労働者に7日ごとに1日以上の休日を与える。

最低要求事項:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 労働時間記録サンプル(規定されているサンプル数のもの)と概要報告上に、各労働者の連続勤務日数が6日または法定上限のいずれか短い日数と同じまたはそれより少ないことが示されている。
 - サンプルの3ヵ月は通常、繁忙月、閑散月、平均月を1ヵ月ずつ選ぶ。それぞれの月について次の事項を報告する:
 - 平均連続勤務日数(平均連勤務日数の評価に使用するサンプルは、職場の人員構成を反映して抽出する。最長のみに着目してはならない)、
 - 最大連続勤務日数が6日または法定上限のいずれか短い日数を超えた全労働者の最大連続勤務日数
 - 90日間の最優先監査に対しては、最優先監査の直前の月の等級が通常のサンプル率の3倍使用されるので、直近の監査以降の傾向が調査されなければならない。180日間の最優先監査に対しては、最優先監査の直前3ヵ月の等級が通常のサンプル率で使用されるので、直近の監査以降の傾向が調査されなければならない。
 - 連続勤務日数が6日または法定上限のいずれか短い日数を超えた場合、緊急事態や非常事態から生じたものでないことを確認する。例外的な事態の場合、緊急事態や非常事態の発生時点に文書化しなければならない。
 - 実労働日数の適切な分析においては現地法が守らなければならない。

不適合の等級*:

合計または特定区域・職務または国籍ごと	サンプルした労働者の1%超5%以下(>1% - ≤5%)	サンプルした労働者の5%超40%以下(>5% - <40%)	サンプルした労働者の40%超(≥ 40%)
連続勤務日数24日以上	最優先	最優先	最優先
連続勤務日数12日超24日未満	軽微	重大	最優先
連続勤務日数6日超12日以下**	軽微	軽微	重大

* 法定要件の連続勤務日数が6日より短い場合は、それに従う

** 不適合の等級 適用外: 該当しない

****全体の1パーセントの誤差は許容される。すなわち、法定限度を超えて仕事をしている労働者が1パーセント以下と判明した場合は適合である。ただし休日が12日を超える場合を除くこととし、その場合は1パーセントの許容誤差は適用されない。**

- このマトリクスは、平均月、繁忙月および閑散月の平均を一括したものである。
- 休日は、4つの方法で評価する:
 - サンプルの平均
 - サンプルの作業区域ごとの平均
 - サンプルの業務コードごとの平均
 - 18歳未満の労働者については別に評価しなければならない。法定上限または週当たり60時間の短い方を超えていた場合はA2.4.において資格・証明が必要とされない限り「最優先」の不適合と見なす。

遠隔検証: 不可

A3.3 労働時間(超過勤務時間を含む)について、労働者の定常及び超過勤務の労働時間の信頼できかつ詳細な記録を含めて、判断、連絡、記録、管理、抑制するための適切で効果的な方針や制度・手順を確立している。

最低要求事項:

- 現場視察 該当しない
- 文書レビュー:
 - 労働時間(超過勤務、休日を含む)を正確に判断、記録、管理、抑制するための効果的な方針や実施メカニズムがある。
 - 方針や実施プロセスには、少なくとも次の事項を定めなければならない:
 - 労働時間と休日に関する地域法・国内法と EICC 要求事項遵守の必要性についての認識を確認すること
 - 法律と EICC の要求事項を統合すること
 - 実際の遵守状況を監視すること
 - 全ての要求事項の適合性を確保するための戦略を実施すること。
 - 不適合な状況が判明した場合、文書化されている是正措置を実施し、その進捗状況を文書化する。
 - 労働時間が上限に近づいた場合に事前警告を行うための効果的な連絡方法と研修制度がある。
 - 労働時間や超過勤務について分かりやすい連絡資料・研修用教材が整っている。
 - 連絡資料・研修用教材の内容が、被監査者の方針や法定要件に一致している。
 - 連絡・研修に関する追跡シートの使用が保管されている。
 - 会社が維持している労働時間記録簿や記録システムをレビューして、記録が正確で完全か否かを判断する。これには以下を含む:
 - 労働者全員について、労働時間の記録簿があること。
 - 労働時間の記録が正確であり、休暇、製造、保守、調達その他の関連記録と相互参照ができる。
 - 労働時間の記録には次の事項を記録している:
 - 定時勤務時間および超過勤務時間
 - 1日当たり、週当たり、月当たりの労働時間と超過勤務時間の分析を可能とする十分な詳細情報
 - 労働時間を記録する機材を有しており、全てが正常に作動している。

注:労働時間記録に意図しない誤りが判明した場合は、ここで取り扱う。故意の誤りが判明した場合は、D3.1に従う。

注:A3.1またはA3.2が「不適合」だった場合は、A3.3も「不適合」となる

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:

- 方針、連絡・研修、追跡、実施、監視、是正措置(該当する場合)の要素のうち、2つ以上が欠落している
- 労働時間を記録する機材がない、記録する機材が正確でない、または正常に作動していない
- (集団の5%超について)労働時間の記録が、被監査者の持つ他の記録と一致しない
- 労働者からの苦情があった場合も、労働時間の記録が正確に調整されない
- 軽微:
 - 方針、連絡・研修、追跡、実施、監視、是正措置(該当する場合)の要素のうち、1つが欠落している
 - (集団の5%未満について)労働時間の記録が、被監査者の持つ他の記録と一致しない(許容誤差は1%)
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:不可

注:時間枠は、A3.1及び/またはA3.2にリンクしている

A3.4 労働者は、法的権利に基づいて休憩、休日、休暇(傷病休暇、出産休暇を含む)を取ることができる。

最低要求事項:

労働者に対して、2時間または4時間ごとに20分～30分の休憩および食事休憩を与えるよう義務づけている国がほとんどである。会社の慣行と現地法に規定する要件を比較すること。労働者は診断書があれば失業したり罰金を科せられることなく病気や出産に際して合理的な期間の休暇を与えられる。

- **現場視察:**法定要件に基づいて、労働者は、休憩(シフト当たり1回以上の食事休憩を含む)の取得が義務づけられていることを確認する
- **文書レビュー:**
 - 現地法の要件に基づいて、労働者には、義務づけられた食事休憩と休憩、休業期間、休日、休暇が与えられており、それらは以下の文書に詳しく書かれている:
 - 労働者契約
 - 就業規則
 - 従業員ハンドブック
 - その他の形式による労働者への連絡手段。
 - 実際に取得した休暇と休日を休暇記録簿に記録しており、その記録が保管されていて、正確である。
 - 傷病休暇や出産休暇に関する正式な方針・手順が実施され、労働者、監督者、経営陣に周知されている。
 - 12ヵ月分の休暇記録と診断書の間に矛盾がない。
 - 欠勤中の給与記録に、出産休暇または傷病休暇の取得に対して懲罰が科せられたことを示す記載がない。

不適合の等級:

- **最優先:**有効な診断書があっても労働者は病気や出産に際して休暇を与えられない
- **重大:**
 - 休憩・休暇についての方針がなく、義務的な休憩・休日の提供、保証を行っていない。
 - 休暇の記録がない、または正確でない。
- **軽微:**
 - 法定要件に従って、休暇および義務的な休憩を与えているが、
 - 方針がない
 - 方針が労働者に周知されていない
- **該当しない:**該当しない

遠隔検証:不可

A4)賃金および福利厚生

労働者に支払われる報酬は、最低賃金、残業、および法的に義務づけられている福利厚生に関連する法律を含め、すべての適用される賃金に関する法律に準拠しなければなりません。現地法を遵守して、残業に関して通常の時給より高い賃金が労働者に支払われなければなりません。懲戒処分としての賃金からの控除は、認められないものとします。労働者が支払いを受ける根拠が給与明細または類似の書類により適時に提供されなければなりません。各支払い期間に、労働者へ、実施した作業に対する正確な報酬を確認するための十分な情報を含む、理解可能な給与明細書を適切な時期に提供するものとします。臨時社員、派遣社員、および外注した社員の使用はすべて、現地法の制限を受けます。

A4.1 労働者全員に対して定時勤務および超過勤務に対する法定賃金を正しく計算し、支払いを行っている。

最低要求事項:

現地法に最低賃金に関する定めがない場合、業界の一般的な賃金を標準として適用する。この場合の業界の基準賃金および参照賃金は、法律の規定にもとづいて特定しなければならない。

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー;
 - 「賃金は働いた時間に等しい」が適用される;これは、会社側が求める全ての活動(説明会、研修、日次会議など)に対して、出席が義務づけられた時間に等しい報酬を支払うことを意味している。
 - 労働者全員に、全ての定時勤務時間に対して適用法に基づく最低賃金またはそれ以上の賃金を支払う。労働者の基本賃金は、常に、当該労働者カテゴリーの最低賃金またはそれ以上に設定しなければならない。これは直接雇用と間接雇用のいずれの労働者にも適用する。
 - 被監査者は、賃金、手当および超過勤務手当を正しく計算し、正確な支払い記録を備えている。
 - 会社の支払い制度と記録を評価し、労働者に対して、現地の法定最低賃金以上の賃金または労働契約に定める賃金を支払っているか否かを判断する。
 - 文書レビューは最低でも3ヵ月分(平均月、繁忙月、閑散月を1ヵ月ずつ抽出する)とし、統計サンプルに含まれる全ての労働者の文書をレビューする必要がある。
 - 各月について、明らかな労働者カテゴリー毎に最低賃金と平均賃金を特定する。
 - 報酬が、給与控除によって最低賃金を下回っていないか、確認する。
 - 生産システムが支払いに影響を与えていないか評価する一生産目標が労働者を法定最低賃金より引き下げていないことを確認する。
 - 給与記録から最低報酬金額を特定して、義務のある支払い・手当が全て支払われていることを証明する。

- 超過勤務手当その他の報酬・手当が支払われており、定時勤務の最低賃金または契約に定める賃金に上乗せされていることを確認する。

注: 学生労働者／実習生／見習い生は独立したカテゴリーとして評価されなければならない

不適合の等級:

- 最優先: 最低賃金を下回る労働者が、サンプルの 20% 超に達している
- 重大:
 - 方針がなく且つ、
 - 賃金計算に構造的な誤りがある
 - 最低賃金を下回る労働者がサンプルまたは母数の 5～20% に達している。
 - 手当または正しい超過勤務手当が支払われていない労働者が、5% 以上に達する。
- 軽微: 方針はないが、計算方法や支払いが法定要件、契約、EICC の要求事項に適合している
- 該当しない: 該当しない

遠隔検証: 不可

A4.2 労働者には、各給与支払期間に対して、理解可能な給与明細書(労働者が提供した労働に対する報酬の正確性を証明するための、十分な情報を掲載しているもの)を適時に交付している。

最低要求事項:

労働者の賃金の一部を公的保険料や民間保険料への拠出に充当することを法律で雇用者に義務づけている国が、ほとんどである。このような保険は通常、年金保険、失業保険、傷害保険、医療保険だが、これ以外の保険が含まれる事もある。この保険料の支払い内容は当該労働者に通知し、労働者の受け取る賃金に反映される。

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 労働者は、報酬(超過勤務の時間数、超過勤務手当、控除の詳細(例 保険料控除など))を明記した給与受領書を受け取っている。
 - 労働者が賃金に関する情報を理解可能な形で受取っていることを示す証拠がある。
 - 賃金の算出方法と支払いを受ける際によきすべき事を十分に理解するための研修を労働者に行っている。
 - 被監査者は無許可の控除(懲戒措置も含めて)をすることなく賃金を適時に直接労働者(あるいは法的に指定された第三者)に支払う。
 - 定期的に発生する給料(超過勤務手当などを含む)の支払い遅延が、合意された支払日(雇用契約または法律の要件のいずれか厳しい日)から2日を超えてはならない。
 - 退職金の支払いは、現地法の定める期限内または最終勤務日から1ヵ月以内に行わなければならない。
 - 3ヵ月分以上の統計サンプルを検証する:
 - 支払記録に労働者の署名があること
 - 各労働者について、日付と金額が記載された銀行振込み記録またはこれと同等の支払証明書があること

不適合の等級:

- 最優先:
 - 支払いが1ヵ月を超えて遅れている
- 重大:
 - 賃金や報酬を、給与明細書、給与受領書その他これと同等の文書により労働者に伝えていない
 - 労働者に対し、賃金に関する研修や説明を行っていない
 - サンプルまたは母数の5%を超える労働者に対して支払いが遅延したことがあり、遅れは1ヵ月未満である
- 軽微:
 - 連絡と研修は行われているが、労働者の5%を超える者が賃金がどのように計算されるのか理解していない
 - サンプルまたは母数の5%未満の労働者に対して支払いが遅延したことがあり、遅れは1ヵ月未満である
- 該当しない:該当しない

遠隔検証::可

A4.5 懲罰を目的とした賃金控除または賃金の減額を行っていない

最低要求事項:

「賃金は働いた時間に等しい」が適用される、これは、労働者が遅刻した場合も、遅刻した時間分を超えて賃金に影響を及ぼす減額をしてはならないことを意味する。

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 賃金・報酬に関する方針またはこれと同等の方針上に、懲罰を目的とした賃金控除を禁止する方針が明確に定められている。
 - 3ヵ月分以上の統計サンプルの懲罰記録、給与明細、賃金の支払記録またはこれと同等の文書上に、懲罰的な賃金控除の記録がない。

不適合の等級:

- 最優先: :該当しない
- 重大: (不履行):被監査者が、標準的な懲戒措置として賃金からの控除を採用している
- 軽微:被監査者は、標準的な懲戒措置として賃金からの控除を採用していないが、そのことに関する明確な方針を欠いている
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:不可

A4.3 給与控除項目や源泉徴収の算出が正しく、現地法の定める期限内に適切な政府機関に納付している。

最低要求事項:

税金その他の公的制度に係る源泉徴収額を、適切な政府機関に迅速に納付しなければならない。労働者の賃金の一部を公的保険料や民間保険料への拠出に充当することを法律で雇用者に義務づけている国が、ほとんどである。このような保険は通常、年金保険、失業保険、傷害保険、医療保険だが、これ以外の保険が含まれる事もある。

- 現場視察: 該当しない
- 文書レビュー:
 - 統計サンプル集団について、各労働者の定期的な控除、支払い、連絡類が証明できる3ヵ月分以上の文書がある。
 - 給与明細/プロセスは現地の法定控除/率に適合している。
 - 失業、退職/年金、健康/医療、生命、事故、障害などの労働者保険制度に対する以下のような雇用者の拠出の記録が月次ベースで入手可能:
 - 労働者ごとの分析が可能
 - 雇用者が負担する保険料の種類別の合計金額
 - 雇用者が負担する保険料の支払記録が12ヵ月分以上あり、支払いが速やかに行われている。
拠出は労働者に通知されている。EICCでは、社会保険の法令遵守に関する適合の代案として、社会保険料を控除しないことを定める労働契約を被監査者が労働者と締結することを認めていない。

**注: 学生労働者/実習生/見習いは独立したカテゴリーとして評価されなければならない
不適合の等級:**

- 最優先:
 - 政府・規制当局の定める控除金額の支払いがなされていないか、少なくとも3ヵ月間期限通りに支払われていない
 - 法定の雇用者負担分が正しく支払われていない労働者が、サンプルまたは母数の20%超を占める。
- 重大:
 - 政府・規制当局の定める控除金額の計算が正確でない、または期限内に納付していない。
 - 法定の雇用者負担分が正しく支払われていない労働者が、サンプルまたは母数の5~20%を占める。
 - 法定の雇用者負担分が定期的または適時に支払われていない
- 軽微:
 - 政府・規制当局の定める控除金額の計算は正確だが、統計サンプルの一部(5%未満)に誤りがある。
 - 法定の雇用者負担分が速やかに支払われているが、労働者に通知されていない。
 - 法定の雇用者負担分が正しく支払われていない労働者が、サンプルまたは母数の5%以下を占める。
- 該当しない: 源泉徴収または法定の雇用者負担分がない

遠隔検証: 可

A5)人道的待遇

労働者に対するセクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的もしくは肉体的な抑圧、または言葉による虐待などの不快で、非人道的な待遇があってはならず、またかかる待遇の恐れがあってはなりません。これらの要件に対応した懲戒方針および手順が明確に定義され、労働者に伝えられなければなりません。

A5.1 セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的・身体的抑圧、言葉による虐待・威嚇について、証拠が存在しない。

最低要求事項:

非人道的な扱いには、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的・身体的抑圧、言葉による虐待を含み、また、他の労働者には提供されている基本的な物理的快適性を提供しない事も含まれる。

- 現場視察:非人道的扱いの可能性のある事実が特定されない。
- 文書レビュー:
 - 苦情記録簿に非人道的扱いの報告例がない。
 - 報告例がある場合に、直ちに適切な是正措置を取り、文書化している。
 - 懲罰記録は非人道的な懲戒処分を示さない。

不適合の等級:

- 最優先:非人道的扱いが行われ、被監査者経営陣が是正措置を全く取らないか
った事例が1件以上報告されている
- 重大:非人道的扱いが2件未満報告され、是正措置が進行中である
- 軽微:非人道的扱いが2件未満報告され、是正措置が完了しているが、継続的
な対策は取っていない。
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:不可

A5.2 労働条件の適正化や人道性、労働者の公正な扱いに関して、適切で効果的な方針や手順を定め、労働者全員に周知している。

最低要求事項:

非人道的な扱いには、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的・身体的抑圧、言葉による虐待を含み、また、他の労働者には提供されている基本的な物理的快適性を提供しない事も含まれる。

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 身体的ハラスメント、セクシャルハラスメント、性的虐待を禁止する懲戒方針を実施している。
 - 懲戒方針は、次の手段により労働者および経営層に明確に周知している:
 - 労働者向け研修
 - 労働者ハンドブック
 - 掲示板への掲示
 - その他、労働者全員が直ちに利用可能な手段。
 - 次の事項が文書化されている:
 - 人道的な懲戒措置と手順
 - 労働者が過酷・非人道的な扱いを報告するための苦情・不満申立て制度と手順
 - 苦情調査および対応の手順(過酷・非人道的な行動をとった者に対する適切な懲戒措置を含む)

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:
 - 懲戒方針/手順がない。
 - 懲戒方針/手順に関する研修が行われていない。
- 軽微:懲戒方針と懲戒措置の記録はあるが、連絡或いは研修が効果的に行われていない(懲戒手順について説明できない者が5%未満いる)
- 該当しない:該当しない

遠隔検証: 不可

A5.3 懲戒措置は、定められた手順に従って記録を行い、経営層のチェックを受けている。

最低要求事項:

非人道的な扱いには、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的・身体的抑圧、言葉による虐待を含み、また、他の労働者には提供されている基本的な物理的快適性を提供しない事も含まれる。

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 懲戒措置の手順を文書化していて法定要件に適合しており、非人道的行為を定めていない。
 - 懲戒措置を取った事例を全て分かりやすく記録してある。
 - 労働者に対して取った懲戒措置を全て文書に記録し、検証可能な形で労働者に周知している。
 - 統計サンプルとして抽出した直近 12 ヶ月間の懲戒措置の記録に、労働者の署名または確認済みの印がある。

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:
 - 懲戒措置の記録がない。
 - 懲戒措置の記録が会社の定める手順に一致していない。
- 軽微:懲戒措置の記録は入手できるが、労働者は記録／措置を確認または署名していない。
- 該当しない:該当しない

遠隔検証::可

A6)差別の排除

参加者は、ハラスメントおよび非合法的な差別のない職場づくりに尽力する必要があります。会社は、賃金、昇進、報酬、および研修の利用などの雇用慣行において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性同一性、出身民族または出身国、障害、妊娠、宗教、所属政党、組合員であるかどうか、軍役経験の有無、保護された遺伝情報、または結婚歴に基づく差別を行ってはなりません。労働者が宗教上の慣習を行えるよう、適度な範囲で便宜を図るものとします。さらに、労働者または労働者の候補に、差別的に使用される可能性がある医療検査または身体検査を受けさせてはなりません。

A6.1 差別の証拠がない。

最低要求事項:

- **現場視察:**事業所内に、明らかな差別の事実が見つからない
- **文書レビュー:**
 - 妊娠検査に基づく差別についてレビューする:
 - 妊娠および出産後の雇用保護、手当および支払いに関して、事業所が全ての適用法に準拠していることが文書で証明されている。
 - 被監査者は以下のことをしてはならない:
 - 危険のない職務への応募者の採用拒否;または
 - 労働者の妊娠のみを理由とした雇用終了。
 - 医療検査に基づく差別がないかレビューする:
 - 被監査者は、その様な決定がその職務固有の要求事項により求められるものまたは職場の安全に配慮したものでない限り、労働者の医学的状態を理由として、雇用状況にマイナスの影響を及ぼす雇用上の決定をしてはならない。
 - 被監査者は、労働者が他の職務に配転するために適格性を判断する場合、その職務に必要なない医療検査の受診を拒否したことを理由として、適格性を差別してはならない。
 - 健康診断、妊娠検査、避妊を雇用条件としていない。(ただし、現地政府が外国人労働者への労働ビザを発行する前に、健康診断を求める事がある)
 - 労働者・労働者候補は、差別的に使用される可能性のある健康診断を受ける必要はない。
 - 保護対象者(Protected Classes)に対して、従業員採用や解雇に当たっての差別がないかレビューする:
 - 採用・雇用終了の記録に、候補者の職務遂行能力の記載がある。
 - 求人や広告が差別的であってはならない。
 - 統計サンプルについて、方針の一貫性に関して採用、昇進、給与、一般研修・懲戒の記録を調査し、採用、賃金、昇進、報酬・研修の利用において差別がないか確認する。

不適合の等級:

- **最優先:**保護対象者に対して重大な害を及ぼす構造的な方法で経営側が差別をしている。

- 重大:2 件以上の差別が報告されて、是正措置が取られていない。
- 軽微:1 件の差別が報告され、是正措置が完了しているが、継続的な予防措置はとられていない。
- 不適合のリスク::未解決(調査されていない／終わっていない)の差別申立案件が存在する。当該国の現行法を原因とした差別が存在する。
- 該当しない:該当しない

注:差別事例として根拠となる文書がある場合は差別と見なすが、申立てだけでは差別とは認められない。

遠隔検証:不可

A6.2 差別やハラスメントについて、これを禁止する適切で効果的な方針や手順が実施されている。

最低要求事項:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 差別禁止の方針が確立されている。
 - 従業員の採用、雇用事項(報酬、昇進、研修の受講など)、雇用終了の決定が、候補者の職務遂行能力のみに基づいて行われている。
 - 人柄ではなく「職業上の資格」のみを取り上げた職務明細書を使用している。
 - 差別禁止の方針や手順が労働者、監督者および経営陣に周知されている。
 - 差別禁止に関する初期研修がある
 - 監督者および経営層に、年次の再研修を実施している
 - 研修用教材と研修記録があり、法定要件や文書化した方針と合致している。
 - 被監査者は、採用慣行、報酬記録、従業員評価・昇進文書、研修記録、従業員手当に関する方針や手順、雇用終了・懲戒記録について、定期的な見直しを行い、禁止された差別行為がないことを確認している。
 - 労働エージェントとサプライヤーの経営層が、差別禁止の方針や差別禁止の適用法について研修を受けている

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:差別禁止の方針がない、または方針の周知・研修を行っていない
- 軽微:差別禁止の方針があるが、EICC 保護クラスの全てが保護対象となっていない;または方針が定期的に周知・研修されていない
- 該当しない:該当しない

遠隔検証::可

A6.3 宗教的慣習のための適切な設備や便宜を提供している。

最低要求事項:

事業所は、宗教的慣習に対して適切な便宜を提供し、労働者全員が宗教に基づく差別を受けないよう適切な措置を取らなければならない。宗教的義務の遂行で特別な便宜を必要とする宗教の信者数が顕著に多い場合、事業所は、当該信者が宗教的義務を果たすための場所、時間の提供、柔軟な対処を行う追加措置をとるよう努めなくてはならない。

- **現場視察:** (労働者の相当な割合が宗教的儀式を行うためのスペースを求めている国や職場で) 清潔で安全な祈祷区域・宗教区域が提供されている。
- **文書レビュー:**
 - 労働者が就業中や応募プロセスの期間中に信仰を守る事ができるよう、宗教的慣習と職場環境の調整に適切な便宜を図るため適切で効果的な手順を実施している。
 - 経営層が集団や個人から要請を受けた場合、宗教的慣習について適切な便宜を図る以下の項目を含む手順を備えている:
 - スケジュールの変更
 - 自発的な交代やシフトの切り換え
 - 職務の変更、同等の職務への異動
 - 服装および身だしなみ規定
 - 雇用者施設の利用
 - 試験、選考の手順
 - 労働者と監督者が、宗教的便宜に関連する適切な処理手順や要請方法について研修を受けている。年 1 回、再研修が実施されている。
 - 宗教的便宜の要請を受け付けるメカニズムがある
 - 要請について、記録、レビューを行い、便宜提供(または拒否)の決定と決定理由を要請者に速やかに通知している。
 - 適切な宗教的便宜の提供について、代替案(事業所外での提供を含む)を検討した上で、安全やセキュリティ上の問題点、事業運営、運用コスト、他の労働者への悪影響などを理由として、同意されない事もある。
 - 宗教的便宜の供与については、団体交渉協約(CBA)に基づいて評価すべきではあるが(CBAがある場合)、CBAとは異なる場合もあり得る。
 - もし適切な宗教的便宜の要求者のプライバシーを侵害しない場合、宗教的便宜とCBAとの間に相違があれば、労働者代表と対話を行う。

不適合の等級:

- **最優先:** 適切な宗教的便宜を求める要請があったが、経営層は正当な理由なく拒否している。
- **重大:**
 - 宗教的便宜に関する方針がなく、適切な宗教的便宜が提供されていない。
 - 祈祷・宗教的慣習のための区域が提供されているが、安全、清潔または適切でない。
 - 適切な宗教的便宜の要請があったが、評価が行われていない、または決定内容が要請者・労働者に通知されていない

- 軽微: 妥当な宗教的便宜の記録(要請、対応について)がない。
- 該当しない: 該当しない

遠隔検証: 不可

A7)結社の自由

参加者は、団体交渉の実施および平和的な集会への参加のための、労働者それぞれの意思に基づく労働組合の結成および労働組合への参加の権利を現地法に従い尊重し、またかかる活動を差し控える労働者の権利も同様に尊重するものとします。労働者および／または彼らの代表者は、差別、報復、脅迫、またはハラスメントを恐れることなく、労働条件および経営実践に関する意見および懸念について、経営陣と意思疎通を図り、共有できるものとします。

解釈指針

- この指針を通じて「労働組合」への言及は、労働組合、組合、および他の労働者代表組織体を指す。
- 簡潔さのために、当監査指針は、労働者の権利のうち、自己の選択による労働組合を結成し参加する権利、団体交渉をする権利、および平和的な集会を営む権利に着目する。当監査指針はまた、労働組合の結成およびこれへの参加、団体交渉、および平和的な集会を控える労働者の権利も包含するものとして読まれるべきである。
- 中立声明:被監査会社は、暴力、圧力、恐怖、および脅迫のない風土において組織する権利を労働者が行使することを保証する責任がある。被監査会社は労働者による共同行為を行うまたは組織化するための取り組みを支持する積極的な役割を担う必要はない。

A7.1 労働者は自分の自由意思で労働組合を結成、もしくはこれに参加することができる

最低要求事項:

労働者は労働組合を結成したり、もしくはこれに参加することができ、経営側から独立して組織することが認められる。経営側は、労働組合の結成、承認または統治に関わる選挙を直接または間接的に実施することでそのプロセスに介入してはならない。

- 現場視察:
 - 暴力およびいかなる種類の明白な脅迫の証拠も存在しない
- 文書レビュー:
 - 労働組合を結成またはそれに加入する、あるいはそれらを控える労働者の権利を尊重する方針が労働者の理解できる言語で文書化され労働者に通知されている。
 - 暴力、あらゆる種類の明白な脅迫、または結社の自由の権利に対する他の違反の文書化された事例が存在しない。(A5.1に基づく文書発見)
 - 労働者が労働組合を組織するまたはそれを控える、あるいは事業所から労働組合を排除するまたはそれを控える権利に介入する現地法に違反する不当労働行為に雇用者が関わったとする法的認定がない。

不適合の等級:

- 重大:
 - 被監査者の通知で結社の自由が禁止されている。
 - 労働者が労働組合を結成またはこれに参加する権利を尊重する具体的な方針がないか、または一般方針における表現がない
 - 被監査者が労働者の結社の自由に介入したという苦情または法的認定について対応がなされていない。

軽微:

- 結社の自由に関する方針／通知が伝えられていない、または労働者が理解できる言語にない。
- 該当しない: 該当しない

遠隔検証: 不可

A7.2 団体交渉を行うまたはそれを控える全ての労働者の法的権利が尊重されている

最低要求事項:

- 現場視察:
労働組合からの求めに応じた交渉に入ることを経営側が拒否した証拠がない。
- 文書レビュー:
 - 労働組合からの求めに応じた交渉に入ることを経営側が拒否した証拠がない。
 - 団体交渉を行うまたはそれを控える労働者の権利の認識が会社の労働方針に含まれている。
 - 被監査者は労働者のために交渉することが認められた労働組合との団体交渉プロセスに誠意をもって参加している。
 - 団体交渉協約(あれば)

不適合の等級:

- 最優先: 該当しない
- 重大:
 - 団体交渉協約(CBA)の重要な要素が守られておらず、経営側がそれを是正する措置を行おうとした証拠がない。
 - 団体交渉協約(CBA)プロセスが禁止されているという証拠がある。
- 軽微: 該当しない
- 該当しない: 団体交渉協約(CBA)がない

遠隔検証: 不可

A7.3 参加者はすべての労働者が平和的に集会する事に対する法的権利を尊重し、同時にすべての労働者がそれを控える事の権利を尊重している。

最低要求事項:

- 現場視察:
 - 平和的に集会する権利を明らかに禁止する兆候がない。
 - 文書レビュー:
 - 労働者の権利(個人的あるいは集団的に;自らの懸念や考えを表現、促進、追求、擁護する;またはそれらを控える)を特筆する方針があるか、または更に広い会社の方針でそれがカバーされ、労働者とその代表に対し、彼らが理解できる言語で入手できるようにしている。
- 文書は、被監査者が以下を行っていることを示すこと。
- 労働者が平和的に集会する事に対する権利を尊重し、同時にすべての労働者がそれを控える事の権利を尊重している。
 - 平和的に集会する、あるいはそれを控える事を労働者が実施する事に、干渉、抑制または強制を行わない。
 - 健康的で安全かつ生産的な労働環境を維持する目的で、集会に対する適切な時間、場所、手段の統制を行うことがある。

不適合の等級:

- 最優先:
 - 該当しない
- 重大:
 - 平和的集会の権利が方針上で認識されていない、および/または現実的に守られていない。
 - 平和的集会の権利のプロセスが被監査者のコミュニケーションで禁止されている
- 軽微:
 - 平和的集会の権利のコミュニケーションはなされているが、労働者が理解できる言語ではない。
- 該当しない: 該当しない

遠隔検証: 不可

A7.4 労働組合の加入労働者や労働者代表と、労働組合非加入労働者の間で、扱いに不平等があることを示す証拠がない。

最低要求事項:

経営側は、労働者が労働組合を結成しまたはそれに参加すること、あるいはそれを控えることを奨励または反対するために、採用、雇用終了、または他の雇用条件に関して労働者を差別してはならない。特定の労働者のために経営側と正当に認められた労働組合との間で交渉された団体交渉協約により生じた組合員労働者と非組合員労働者との間の雇用条件の相違は、差別とはならない。

- 現場視察:
 - 結社の禁止を示す証拠がない。
- 文書レビュー:
 - サンプル集団の統計データ、給与、昇進、研修、懲戒、雇用・退職の記録に、労働者間の差別が何ら示されていない;
 - 被監査者が、労働者が労働組合を結成しまたはそれに参加すること、あるいはそれを控えることを奨励または妨げるために、労働者の解雇、懲戒、明らかな脅迫を行う証拠がない。

不適合の等級:

- 最優先:
 - 該当しない。
- 重大:
 - 差別を報告し解決するメカニズムが効果的でない。(2件以上の事例)
 - 給与、昇進、研修、懲戒、採用および雇用終了の記録上の差異が、労働者が労働組合を結成しまたはそれに参加することあるいはそれらを控えることを、奨励したり反対したりしている。
- 軽微:
 - 差別を報告し解決するメカニズムが効果的でない事例が1件存在する。
- 該当しない:労働組合がない、または労働者代表がない

遠隔検証: 不可

A7.5 被監査者の経営側がいかなる手段によっても労働組合を支配するまたは支配しようとする証拠が存在しない。

最低要求事項:

経営側は労働組合の結成または運営を支配あるいは介入したり、財政的または人材に関わらず援助を提供してはならない。法的に求められる場合には、経営側は労働者代表者の民主的な選挙を認める。

現場視察:

- 経営側による労働組合の支配の証拠が存在しない。

文書レビュー:

- 結社の自由を規定する方針に、被監査者は労働組合に介入せず財政的援助もしないことが記載されている。
- もし入手できれば、資金と物資の源を特定するための 12 カ月分の労働組合の会議の議事録と財務記録。
- 経営側の寄与は、会議スペースおよび／または会議用資材(筆記用具など)の提供に限られる。
- 給与記録が、組合員労働者は類似職種の他の労働者と同様の支払いを受けていることを証明している。

不適合の等級:

- 最優先:

- 該当しない。

重大:

- 被監査者がその事業所において労働組合を支配するまたは支配しようとしている。
- 被監査者は労働組合に介入せず財政的援助もしないことを述べた文書または方針が存在しない。
- 被監査者が、労働組合または労働組合の幹部または組合員に対して支払いまたは他の有価物を提供している証拠が存在する。

軽微:

- 該当しない。

該当しない:労働組合がない。

遠隔検証:不可

B.安全衛生

環境・労働安全衛生(EHS)に関するリスクが高い事業所では、EHSを専門とする監査員が監査チームに加わり、EHSに関する方針、仕組み、実績を審査する。EHS 専門家監査員については、第6章「監査チーム」を参照のこと。

B1) 職務上の安全

労働者の潜在的な危険(たとえば、電気およびその他のエネルギー源、火、車両、および落下の危険)への暴露は、適切な設計、工学的および管理による統制、予防保全、および安全作業手順(ロックアウト/タグアウトを含む)、および継続的な安全上のトレーニングを通して管理されなければなりません。これらの手段により、危険を適切に管理することができない場合、労働者には、これらの危険に関連するリスクに関する、適切で、正しく保守された個人保護具および教材が提供されなければなりません。労働者側から安全上の懸念を提起することが奨励されます。

B1.1 職場安全に関する必要な許可、免許、試験報告書が全て揃っており、許可及び免許が常に最新であることを保証するためのプロセスが実行されている

最低要求事項:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 法で定められている全ての労働安全許可証を得ており、レビューを行う事ができ、有効である。
 - 全ての労働安全免許があり、レビューを行うことができる。例えば下記のもの:
 - 産業衛生サンプリング資料
 - 飲料水サンプリング資料
 - 換気試験資料
 - 建築物専有許可
 - 狭あい区域立入り許可
 - 高熱作業許可
 - 圧力容器許可など
 - 労働安全性試験報告書があり、レビューを行うことができ、許可、免許に定める要件や法的要件、顧客要望の条件を満たしている。
 - 試験は、許可、免許に定める頻度または顧客が求める頻度(ただし2年の期間を超えない)で行っている。
 - 遵守事項カレンダー設定、電子メールシステムによる警告通知/業務指示/カレンダー予定表など、現在の許可が失効する前に許可が更新されることを保証する文書化されたプロセスが存在する。許可追跡が文書化されている。
 - 飲料水水質検査報告書がレビューでき、飲料水は、定期的に(最低でも、2ヶ月に1度または地域規制で定める頻度のいずれか厳しい方で)試験されている。公共の情報源から試験結果が取得できる場合、少なくとも直近の2年間で1回試験結果を取得、検証している必要がある。

不適合の等級:

- 最優先:該当しない

- 重大:法的に必要な許可、免許、または試験報告書がなく、かつ必要に応じてこれを確保し更新するプロセスがない
- 軽微:法的に必要な許可、免許、または試験報告書はあるが、必要に応じてこれを確保し更新するプロセスがない
- 該当しない:許可または免許が必要ない。試験報告書が必要ない。

遠隔検証:可

B1.2 労働者が、安全に対する有害性(電気その他の動力源、火気、乗物、落下による危険など)を被るおそれがある場合には、適切な設計、技術的・管理的措置や安全作業手順を用いて制御している。

最低要求事項:

事業所で危険制御が適切に行われている場合には、できる限り当該事業所で危険度が最も高いものを選択してそれを評価すること。

- 現場視察:
 - 事業場の安全対策の仕組みが適用されている作業をサンプリング評価し、以下の点を判断する:
 - 必要な個所で、技術的制御手段を用いていること
 - 建屋が構造的に堅固で、当該地域の建築基準に定める要件を満たしていること
 - 階段や高所作業エリアに、適切なガードレールや手すりが設けられており、高架式の作業足場は可搬重量を評価されていること
 - 通路、階段、作業エリアに、転倒の危険(保管資材、電線その他)がないこと
 - 電気災害について警告が表示され、制御措置(キャビネット施錠、パネル閉鎖、立入り障害物除去など)が取られていること。
 - 動力付き産業車両を使用しているエリアでは、歩行者の歩道が明確に図示され、可能な限り車両使用エリアから物理的に分離されていること。
 - 化学的・物理的・車両による危険を、適切な看板やプラカード、ラベルを用いて労働者の母国語で表示していること。
 - 通電部品は、偶発的な接触が生じないよう、囲いや障壁を用いて保護し、あらゆる保護措置を取っており不完全でないこと。
 - 高架作業エリアでの作業(屋根工事、リフトの高いフォークリフト作業、塔の作業など)に関して、労働者に適切な落下防止措置が取られていること。労働者がハーネスを装着する場合に安全なアンカーポイントとするよう、建屋に接続ポイントが設けられていること。
 - 閉鎖空間が特定されていること。可燃物の貯蔵は最小限で、適切な火災検知および保護機能を備えた区域に限定されていること。
 - 引火性・可燃性物質を適切に保管し、蒸気蓄積の防止を図っていること。発火の危険(例:喫煙、電気火花、裸火など)が、引火性・可燃性物質を貯蔵・使用しているエリアや引火性雰囲気エリアでは、回避されていること。
 - 安全性についての懸念を表明するための手順が明瞭に示されている。
- 文書レビュー:
 - 技術的制御が適切でない場合、または危険を完全に制御できない場合、安全労働慣行を確立して文書化している。
 - 狭あいスペースは、労働者に立入りを許可する前に危険性評価を行っている。
 - 溶接、切断、ろう付け作業では、高熱作業の許可制度を取っている。
 - 動力付き産業車両は、全車について日常の安全点検を行っている。

- 電気設備や配線は、感電の危険(電源コードやプラグの破損、配線の擦り切れ、保護障壁の欠損など)を防止するため、定期的に点検整備を行っている。
- エネルギー(電気、空気圧、機械式など)の蓄積や不注意な起動が原因で労働者が損傷するおそれのある機器の作業では、ロックアウト(エネルギー供給を断つ)やタグアウト(エネルギー遮断中の操作を禁止する表示)などを用いている。
- このような危険性に関する研修材料(安全作業指示書、操作指示書など)を、関連する部署の労働者に提供して安全作業を奨励している。安全管理の手段として、個人保護具(保護めがね、手袋、耳せんなど)、作業手順(ロックアウト、タグアウト、化学薬品混合など)、技術的制御措置(換気、作業点機械保護装置、建屋スプリンクラー・システムなど)がある。閉鎖空間に立入る労働者には、立入り前に危険な空気状態についての研修を実施している。
- 安全上の懸念事項の表明を奨励するため、手順を設け、労働者への指示を行っている。
- 手順を示す文書で、仕組みの評価方法、実施方法、労働者への連絡方法を定めている。

不適合の等級:

- 最優先:設備、生命または四肢の損失に関わる差し迫った危険がある
- 重大:
 - 労働者の暴露を制限するための対策がない労働安全上の危険が1つ以上ある。
 - 地域で定められている制御措置や会社指定の制御措置を、被監査者が遵守していない。
- 軽微:労働者の暴露を制限するための対策がなされているが、定期的に監視されていない
- 該当しない:該当しない

遠隔検証: 不可

B1.3 安全への有害性や労働者暴露を制御する必要がある場合、適切な個人保護具 (PPE) を常に適切に使用している。

最低要求事項:

- 現場視察:
 - PPE が必要なエリアにいる労働者、PPE を使用して作業している労働者をチェックする。
 - 掲示により PPE 着用の必要性を従業員に周知し、従業員が該当作業をする場合または該当エリア内にいる場合に、PPE を着用しているか。
 - PPE 着用を要する作業を行う労働者が、PPE 手順要件を遵守して作業しているか。
 - このエリア内で長時間(曝露制限時間より長く)滞在または作業をする者は全員、PPE を指定され、適切に着用していなければならない。
- 文書レビュー:
 - PPE の使用が必要な場合、被監査者が、PPE を確実に使用させるための手順を取っている。この仕組みには以下の要素が含まれる可能性がある:
 - 標識、ラベル
 - 管理職による定期的な着用指示
 - 作業エリアでの検査
 - PPE の請求・更更新手続き
 - 労働者の被る危険の評価、特定の職務・作業エリアでの適切な PPE 決定のため、手順を開発し実施している。
 - 騒音、化学薬品、重量機器、無理な作業姿勢、高所作業、頭上危険など、あらゆる有害性について評価判断を行わなければならない。
 - 化学薬品の表面開放タンクが用いられている製造エリアへの立入りや作業を行う場合、最低限用いるべき PPE は、マスクまたは呼吸マスク、安全靴、長袖、化学耐性手袋、フルフェースのシールド(フルフェースのシールドがない場合には、最低でも安全ゴーグルが必要)である。

不適合の等級:

- 最優先:
 - PPE が着用されておらず、労働者に差し迫ったリスクがある
- 重大:
 - PPE が着用されていない
 - PPE 着用が必要なエリア内、または作業の実施中に、PPE を正しく着用していない
- 軽微: 必要なエリア内で PPE を着用しているが、PPE の安全性・有効性を確認する検査の仕組みがない
- 該当しない: PPE は必要とされない。

遠隔検証: 不可

B2)緊急時への備え

緊急事態および緊急時は、特定・評価され、その影響は、緊急事態発生報告、従業員通知および避難手順、労働者トレーニングおよび演習、適切な火災探知および鎮静機器、適切な退出施設および回復計画を含む、緊急対策および対応手順の実施により、最小限に抑えなければなりません。かかる計画および手順は、生命、環境、および資産への損害を最小化することに重点を置くものとします。

B2.1 火災安全対策器具(消防器具を含む)や緊急災害時への備えに必要な許可、免許、検査・試験報告書の全てが整っており、許可や免許を必ず最新のものに更新するためのプロセスを行っている。

最低要求事項:

- 現場視察:当該地域の消防・緊急規則や会社手順の定めにより、緊急番号や手順の掲出が必要である場合には、現場視察の際に検証する。
- 文書レビュー:
 - 火災安全・緊急対策のための法定の許可証が全てあり、レビューする事ができ、有効である。
 - 緊急対策のための免許証が全てあり、レビューする事ができ、有効である。
 - 火災安全検査、緊急対応試験の報告書があり、レビューすることができ、許可・免許要件、法定要件や顧客要望の条件を満たしている。試験は、許可、免許に定める頻度または顧客が求める頻度(ただし2年の期間を超えない)で行っている。
 - 例えば、遵守事項カレンダー設定、業務指示・警告通知のための電子メールやカレンダー方式、業務指示マネジメントシステム(予防保全活動のインプットと追跡のため)など、許可が失効する前に更新されることを保証する文書化されたプロセスがある。許可追跡が文書化されている

不適合の等級:

- 最優先:該当しない。
- 重大:法的に必要な許可、免許、または試験報告書がなく、かつ必要に応じてこれを確保し更新するプロセスがない。
- 軽微:法的に必要な許可、免許、または試験報告書はあるが、必要に応じてこれを確保し更新するプロセスがない。
- 該当しない:許可または免許が必要ない。試験報告書が必要ない。

遠隔検証:可

B2.2 適切で効果の高い火災探知、警報、消火システムを備えている。

最低要求事項:

- 現場視察;
 - 被監査者が、次のものを備えている:
 - 自動火災スプリンクラー(法定の場合、または保険会社が求めている場合)
 - 可搬式消火器
 - 熱・煙探知機
 - 警報・通報システム

- 火災警報管理システムから、故障・管理信号(通常、オレンジ色 LED 灯で表示される)が出ていない。
- 出口または出口までの避難経路に、火災警報器の手動警報ボタン(コールポイント)または警報レバー(プルステーション)が設けられている。
- 普段からスプリンクラー開放制御弁が全開位置で固定されている。消防ポンプが自動的に作動するよう設定されている。大型のダクトや物体によってスプリンクラーヘッドが妨害されていない。消火器が指定位置に置かれ、完全に充填されており、勝手に開けた兆候がなく、検査済みを示す証拠(タグ)がついている。
- アスベストを含有する防火資材(例えば毛布など)が禁止されている。
- 文書レビュー:
 - 自動防火スプリンクラー(法律または保険会社の要求がある場合)、可搬式消火器、熱・煙検知器、警報・通知システムについて、法の規定、保険会社、顧客の要求または常識に従って定期的に検査・試験を行い、動作が良好な状態であるよう維持している。
 - 検査頻度は、月 1 回を下回ってはならない。
 - 試験と管理維持の頻度は、メーカー、現地規範、保険会社が要請・推奨する頻度のいずれか厳しい方以下であってはならない。
 - 検査、試験、保守維持の手順、頻度、結果を文書化している。

注:直近の12ヶ月以内に保険検査があった場合には、写しを閲覧できないか申し入れる。保険検査報告上に問題点や懸念が記されている場合、措置が取られたか、または進行中か。

不適合の等級:

- 最優先:
 - 消火設備がないまたは設置されているものが全体として機能していない
 - 自動検知システムがない。
 - 警報・通報システムがない。
 - 消火設備と、自動検知システムと、警報・通報システムがあるが、そのうち 1 割超が機能していない。
 -
- 重大:
 - 消防設備と、自動検知システムと、警報・通報システムがあるが、定期的な検査、試験、保守維持(最低でも毎月)を行っていない。
 - 消防設備と、自動検知システムと、警報・通報システムがあるが、1 割未満が機能していない。
- 軽微:軽微 諸システムがあり、検査、試験、保守維持手順を文書化しているが、結果の記録を行っていない
- 該当しない:該当しない

注:この「最優先」不適合の是正には、30日以上要することがある。

遠隔検証:不可

B2.3 製造現場が受けるおそれのある全ての緊急事態を特定・評価して、適切で効果の高い緊急災害時への備えや対応の仕組み(計画・手順)を構築している。

最低要求事項:

- 現場視察:
 - 適切で効果の高い掲示を用いて、緊急通報電話番号、緊急対応チーム、緊急対応策・避難・対応計画を表示してある。
 - 緊急時に従業員の行動義務として、安全な場所に集合場所を設定してある。集合場所は、屋内(竜巻、異常気象避難所)と屋外(火事、化学薬品漏出の際の避難所)の双方がある
 - 集合場所の近くに、緊急対応キットを見つけやすい状態で備えている。
- 文書レビュー:
 - 施設のリスク評価の結果や判明リスクへの対処を目的とした対応の仕組みがあり、レビューを行うことができ、適切である。
 - 判明リスクに対処するための仕組みを文書化し、被監査者(人、場所、状況)に変更が生じた時、または少なくとも2年毎に更新している。緊急プログラムは少なくとも以下のものを含まなければならない:
 - 火災
 - 化学薬品漏出(化学薬品を使っている場合)
 - 地震(地震地帯にある場合)
 - 爆弾の脅威
 - 職場での暴動
 - ストライキ
 - 荒天(大雨、洪水、台風、霜害、降雪など)
 - 緊急事態の報告・対応手順(外部の救急機関への通報を含む)があり、最新の状態である。
 - 事業継続・再開手順があり、適切である。
 - 緊急事態の対応計画や職場で発生するおそれがある潜在的緊急事態の種類について、労働者に研修を行っている。従業員と訪問客全員に対して、避難地点と集合時点を連絡している。
 - 被監査者は緊急事態後計画と緊急事態の根本原因の調査を有するものとする;根本原因の調査結果、防止対策案を反映して結果記録と手順を改訂し保管する。
 - 緊急事態対応、事業継続・再開計画は、生命、環境、財産への危害を最小にする事を図るものとする。リスク評価には、近隣施設の変化状況(高リスク工場の立地位置で化学薬品の漏出が有り得ること、爆発のリスクがあること、など)も含めて記載する。

不適合の等級:

- 最優先:リスク評価がなく、かつ緊急事態対応計画がない
- 重大:
 - 事業継続・再開計画がない。
 - 緊急事態対応計画はあるが、全ての最低必要要件を全てカバーするものではない、またはリスク評価で判明した事項を記載していない。
 - 緊急事態対応計画について、変更が生じた都度、または少なくとも隔年に改訂していない。

- 火災リスク(不適切な配線、可燃性資材の清掃など)が判明しても対応していない
- 緊急事態対応計画について、労働者の認識がない
- 外部の救急機関に通報する手順を備えていない
- 軽微:リスク評価や緊急事態対応計画は最新版を完備しているが、報告手順がない
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:不可

B2.4 緊急避難口、階段に通じる出口、屋外への出口は、数や場所が適切でありアクセス可能で、適切に維持管理されている。

最低要求事項:

- 現場視察:
 - 緊急避難口、階段に通じる出口、屋外への出口
 - どのエリアにも、適切な数の有効な脱出手段や出口がある
 - エリアに設けた複数の脱出手段や出口が、互いに距離的に離れており、出口へのアクセスも異なっている
 - 階段に通じる出口や屋外への出口への経路に障害物がない
 - 屋外に通じる出口は、囲まれた場所・門がある場所、施錠された場所ではなく、オープンスペースや駐車場につながっている
 - 出口および出口への経路は物資置き場になっていない。さらに屋外への出口の手前にある風除室は避難以外のいかなる目的にも使用されていない
 - 全ての避難扉は外向きを開き、開けるために鍵、バッジ、コード、特別な知識、または努力を必要としない。さらに、もし規則により求められた場合(占有率と中身の危険性に基づく)、認可されたパニックハードウェアを設置している。
 - 緊急避難口の扉は認可されたパニックハードウェアを設置していないなければならない。
 - 緊急避難口に対する不適合の状況:
 - 扉を開ける手順が複数ある場合
 - しっかりと握らないといけないもの
 - シャッター
 - 緊急避難口の表示:
 - 各階で出口を案内するよう出口表示を設けている
 - 出口表示は停電の際には点灯するおよび／または照明する
 - メインの通路や廊下、長い回廊などで、最も近い出口への経路が不明確な場所には、追加の出口や方向指示の表示を備えている。
 - 非常用照明
 - 停電が生じた場合、脱出手段を照らすための非常用照明を提供し、設置している。
 - 照明は、階段、通路、廊下、傾斜路、出口通路その他適用法で定められたエリアの緊急照明として適切で機能的なものでなければならない。
 - 非常用照明の電力供給には、電池またはバックアップ発電機が使用される。
 - 出口の風除室の完全性が維持されている。
 - 分離:
 - 貫通がスプリンクラー配管、排水管、電気系統、風除室へのパイプ、ダクト設備に限定されている
 - 風除室への出入り口は耐火扉で保護されている
 - 防火扉は良好な状態で、自力閉鎖式または自動閉鎖(火災警報や煙の検出時に)式である。

注: 監査人は、建屋から集合場所に向かうルートを少なくとも3つ無作為に選んで、

たどる。

- 文書レビュー：
 - 緊急支援設備の点検記録(非常照明、非常出口表示、避難経路、可搬式消火器、出口の風除室など) が維持されており、これらの設備が現地法に定める要件、保険上の要求事項、または現地の慣行のいずれかのうちより厳しいものに従って点検されていることを示している。
 - 緊急対策演習について話し合いを行い、改善やニーズを変更する可能性を文書化し、解決するまで記録する。

不適合の等級:

- 最優先:
 - 被監査者の事業所全域で緊急対応設備がない、または良好な作動状況にない
 - 緊急避難口の2か所以上がふさがれている、または容易に開けられないまたは最低要求事項に定義する簡易な脱出設備がない(単純なワンステップ・パニックハードウェアやクラッシュバーを用いていない)
- 重大:
 - 緊急避難口の1つがふさがれている、または最低要求事項に定義する簡易な脱出設備(パニックハードウェア)を備えていない。
 - 緊急対応設備は、1つの例外を除き総じて作動状態にある。
 - 緊急対応設備について、当該地域の法的要件に従った検査を行っていない。
- 軽微:
 - 全ての緊急対応設備が適切で、良好な状態にあり、検査も行われている
 - 検査記録を備えていない、または不完全である
- 該当しない: 該当しない

遠隔検証: 「最優先」不適合でなければ可

B2.5 全従業員を対象に適切で効果の高い火災その他特定した緊急事態についての研修や避難訓練を行い、記録を整備している。

最低要求事項:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 被監査者の事業所の全区域(寮、喫茶室、倉庫、事務所区域、生産現場、研究開発の実験室、出荷・入荷倉庫を含む)で、夜間シフトを含む全シフトの労働者全員に対して、適切で効果の高い緊急避難訓練を実施している。注:全区域の避難訓練を同時に行う必要はなく、順次行うのでよい。
 - 頻度:
 - 少なくとも年 1 回(ただし、法で定められている場合には年 1 回以上)実施する。
 - 直近での演習を行った後、2 割以上の労働者が入れ替わっている場合には、演習を新たに行うことが必要。
 - 緊急事態(荒天、洪水、地震など)発生の可能性によっては、さらに演習を行うことができる。
 - 訓練の状況は、学んだ教訓や避難状況改善のための是正対策計画とともに文書化する。
 - 是正対策計画が実施されている、または適切である。
 - 少なくとも直近の 3 年間の記録(是正措置計画(CAP)とその状況を記したもの)があり、レビューすることができ、修正を行い修正状況を実施していることを確認するためスポットチェックを行っている。

不適合の等級:

- 最優先:過去 2 年以上にわたり、緊急避難演習を行っていない。
- 重大:
 - 前年に緊急避難訓練を実施していない、または実施したが全区域・全シフトを対象にしたものではなかった。
 - 全区域・全シフトを対象に訓練を実施したが是正対策事項を検討しなかった、または文書化しなかった
- 軽微:直近の訓練の是正措置が進展していないか、記録されていない
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:可

B2.6 緊急災害時対応要員に指名された者に、適切で効果の高い個人保護具(PPE)を提供し、毎年研修を行っている

この項目では、事業所で「緊急対応チーム(ERT)」を指名し、A2.3 に定める緊急対応措置(緊急対応、事業継続・再発計画)を行うため、チームに適切な PPE を支給することを想定している。

最低要求事項:

- 現場視察:
 - 緊急事態対応用の PPE が使用可能で、適切で良好な状態にある。
 - 緊急事態対応用の PPE に明瞭な表示を施してあり、明確に見分けが付き、アクセスが容易である。
 - 緊急対応要員は、バッジ、色の異なる制服、オフィスや詰所の表示などによって識別することができる。
- 文書レビュー:
 - 緊急事態対応チーム要員の資格、研修内容、会議記録、チームへの伝達手順、連絡者リストなどを使用している。
 - 有害物質の制御、清掃、処分や、その他の緊急対応手順(消火など)に関わる労働者を対象に、緊急事態対応の計画と行動、責任分担、職務機能履行に必要な機器などについて、定期的な研修を施している。
 - 緊急対応要員は、次の事項について研修を受けなければならない — 化学薬品の危険有害性と注意事項、流出の封じ込めと清掃、火災の危険性と対応策、化学薬品や汚染吸着剤の適切な取扱いと処分方法、保護器具の選択と使用方法、その他現地の規制により必要とされる情報。
 - 緊急対応要員は、毎年研修を受ける。
 - 研修は、緊急事態発生時の職務に関連するものである。
 - 研修材料と研修記録はレビューすることができ、最新のものである。
 - 各事業所の全ての業務シフトで、被監査者は、研修を施した労働者を組織して緊急対策チーム(ERT)に指名している。
 - ERT は、労働者の安全衛生、環境および財産の保護を図るため、被監査者の緊急事態対応状況を指揮する義務・権限を有する。その手順には、次のような回復後の仕組みも対象とする。
 - 被監査者は、緊急事態の原因(人的ミス、機器の故障、その他)についての関係当局の調査内容を検討支援すること。
 - 緊急事態の根本原因判断のための調査記録を保管維持すること。
 - 将来同様の事故防止のために、労働者に対策内容を周知すること。

不適合の等級:

- 最優先:
 - ERT が用いる PPE がない。
 - PPE が良好な状態でない、使用できる状態にない、十分でない、明瞭に確認できる状態・容易にアクセスできる状態にない
 - ERT が設置されていない
- 重大:ERT の年次研修がないまたは不十分
- 軽微:研修記録が不完全
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:可

B3) 労働災害および疾病

怪我および疾病のケースの分類および記録、必要な治療の提供、ケースの調査、および原因を除去するための是正措置の実施、ならびに労働者の職場への復帰の促進のための規定を含む、手順および体系が、労働災害および疾病を防止、管理、追跡、および報告するために実施されなければなりません。

B3.1 労働災害や疾病に関連する許可証、免許、検査・試験報告書の全てを備えており、許可証や免許を必ず最新のものに更新するためのプロセスを実施している。

最低要求事項:

- 現場視察:
 - 必要な掲示が最新のものであり、従業員が目につく場所に掲出している。
 - 掲示や情報には、従業員共用スペース・休憩所・喫茶場所などでの掲出が求められるものがある。
- 文書レビュー:
 - 許可証: 許可証: 法で定められている労働災害や疾病に関連する許可証が全てあり、レビューを行うことができ、有効である。
 - 免許: 労働安全や医療に関する免許が全てあり、レビューを行うことができる。例えば次のようなもの:
 - 傷害の記録
 - 呼吸器保護
 - 聴力維持対策
 - 医療記録が整備されていることの通知
 - 労働災害に関する職業上の免許証
 - 試験報告書: 労働安全性試験報告書があり、レビューを行うことができ、許可、免許に定める要件や法的要件、顧客要望の条件を満たしている。試験は、許可、免許に定める頻度または顧客が求める頻度(ただし2年の期間を超えない)で行っている。
 - 現行許可が失効する前に更新が行えるよう、文書化した手順を備えている。遵守事項カレンダー設定、業務指示システム、コンピュータによる電子メール・カレンダーシステムなど、許可追跡が文書化されている。

不適合の等級:

- 最優先: 該当しない
- 重大: 法的に必要な許可、プログラム、免許、または試験報告書がなく、かつ必要に応じてこれを確保し更新するプロセスがない
- 軽微: 法的に必要な許可、プログラム、免許、または試験報告書はあるが、必要に応じてこれを確保し更新するプロセスがない
- 該当しない: - 許可、プログラム、免許、または試験報告書が必要ない。試験報告書が必要ない。

遠隔検証:可

B3.2 過去 3 年に発生した労働災害や疾病について、根本原因の調査や是正・予防処置の実施、文書化、被害を受けた従業員への連絡、解決に至るまで追跡調査を行っている。

最低要求事項:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 再発可能性を最小にするため、報告義務の有無にかかわらず全ての事故を追跡、文書化し、調査を行っている。
 - 過去 3 年間の傷害や疾病の統計があり、利用できる。
 - 応急処置事象、応急処置を超える事象、死亡事故の件数と種類をチェックする。
 - 統計数値の傾向分析を定期的、少なくとも年に 1 度行い、是正措置を定め、追跡し、実施する。
 - 労働者が安全衛生、事故、ヒヤリハットに関する報告を行う制度と、当該報告を調査、追跡、管理する制度がある。
 - 事故調査報告書(是正措置を含む)を行っており、また是正措置を実施した事の検証を行っている。
 - 是正措置として、新しい作業手順、機器、設備などが必要となるような場合、被害を受けた従業員に連絡を行い、必要な研修を実施して文書化している。
 - 就業前、就業中(オンザジョブ)、就業後、緊急事態後に医療診断を行った記録があり、現地の法で定める要件を満たしている。
 - 医療診断により労働者に異常な結果が出た場合、または被監査者の事業所内で受傷した場合:
 - 当該労働者を直ちに現行作業から外し、事業所の別の職務に就ける。
 - 被監査者は、医療診断の結果如何によって当該労働者の雇用契約を破棄してはならない。
 - 被監査者は、当該労働者に医療を提供する。
 - 被監査者は、当該労働者を再検査に付する。
 - 当該労働者の医療、再検査、リハビリの費用は被監査者が負担する。
 - 被監査者は、災害リスク軽減のため是正措置計画を実施する。

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:
 - 過去 2 年に、事故・傷害・疾病の追跡が行われない、または記録が不完全。
 - 事故の追跡は行われるが、分析、調査、是正措置は行われない。
- 軽微:
 - 事故、傷害、疾病について追跡、分析、防止は行われているが、正規の手順を踏んだものではない
 - 是正措置は進展していない
- 該当しない:過去 3 年間に傷害、事故、疾病がない。

注:研修についての意見は、B8で報告する。

遠隔検証:可

B3.3 受傷または発病した労働者に初期治療を施すため、効果的な応急処置手順や十分な人数の訓練を受けた応急処置要員を備えている。

最低要求事項:

- 現場視察:
 - バッジ、制服の色、事務所・作業区域掲示などにより、応急処置要員が容易に識別できる
 - 当てはまる場合、職業診療所に十分な人員を備えており、外傷対応を行っている
 - 診療所がない場合、または一日 24 時間稼働していない場合には、外部医療機関などの代替施設について従業員に周知してある。
- 文書レビュー:
 - 対応手順を文書化しており、医療上事態の重大性と対応（応急処置、診療所、現地の外部病院）が記載されている。
 - 産業保健専門職や応急処置要員が外部機関で訓練を受け、有効な証明書を持ち、レビューすることができる。
 - 看護師または医師を雇用している場合または医師・看護師のサービスを利用している場合は、医師・看護師の証明書・免許の写しがあり、最新のものである。
 - 社内医務室または診療所:
 - 職場内の緊急医療施設にある業務記録が利用可能で、最新の状態である（ただし個人情報保護法により、記録のアクセスは制限されることがある）。
 - 職場内の医療施設には、法律に定められた政府証明、許可証、検査証、認証があり、最新の状態である。
 - 職場内の医療施設には文書化された手順書と資材が揃っており、適切な状態である。
 - 職場内で専門的な対応ができない場合、事業所が、訓練の行き届いた応急処置要員を備えている。受傷労働者を外部の医療施設に搬送して、さらに治療を受けさせる。
 - 被害を受けた従業員や応急処置要員のために、訓練材料と記録を備えており、適切で最新の状態にある。

不適合の等級:

- 最優先:医療緊急要員または手続きがない
- 重大:
 - 応急処置、職場内の医療施設または初期対応手続きが不適當である
 - 現場診療所の資材が不十分、人材が不足、アクセスが不便
 - 傷害・疾病の報告方法、応急処置要員や現場診療所の利用について、研修を受けていない労働者が 1 割超。
- 軽微:
 - 傷害・疾病が発生した場合の対応訓練はあるが、傷害・疾病の報告方法、応急処置要員や現場診療所の利用について研修を受けていない労働者が 1 割未満。
- 該当しない:該当しない

注:研修関連の発見事項はB8で報告しなければならない

遠隔検証:可

B3.4 指定エリアには、受傷・発病した労働者を手当するための適切な救急箱がある。救急箱には十分な資材があり、毎月点検を行っている。

最低要求事項:

- 現場視察:
 - 完璧に準備され、配置／割当がなされた適切な救急箱が、指定された場所で入手できる。
 - 施錠されている場合には、応急処置要員が常に鍵を持っている。
- 文書レビュー:
 - 救急箱の内容一覧表があり、内容物点検(少なくとも月1回)の手順、在庫補充プロセスが設けられている。
 - 点検履歴文書があり、最新の状態である。
 - 救急箱を取り扱えるのは労働者全員か、応急処置要員だけかの決まり。この決まりを労働者全員に周知してある。

不適合の等級:

- 最優先: 該当しない
- 重大:
 - 救急箱が不適切、または施錠されている。
 - 作業時間内に救急箱を取り扱うための手順の記述がない
- 軽微:
 - 救急箱は適切で資材在庫もあるが、内容物一覧表がない
 - 救急箱の点検履歴の記録がない
- 該当しない: 該当しない

遠隔検証: 可

B4) 産業衛生

労働者の化学的・生物学的・物理的物質への暴露は、特定・評価・管理されなければなりません。工学的または管理による統制が過剰暴露を統制するために使用されなければなりません。かかる手段により、危険を適切に管理することができない場合、労働者の健康は、適切な個人用保護具プログラムにより保護されなければなりません。

B4.1 産業衛生上の潜在的危険性に関して、許可証、免許、検査・試験報告書の全てを備えており、許可証や免許を必ず最新のものに更新するためのプロセスを行っている。

最低要求事項:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 法で求められる産業衛生に関連する許可証が全てあり、レビューをすることができ、有効である。
 - 職場の化学的、生物学的、物理的要因に対する従業員の潜在的健康リスクを評価するため、評価方法を開発し、実施している。
 - 産業衛生に関する検査報告書があり、レビューする事ができ、許可、免許、法で定める要件や顧客の求める条件を満たしている。
 - 職場環境に新しい化学的、生物学的、物理的要因が導入された場合、または従業員の健康リスクを引き起こすおそれがあるとして従来のプロセスを変更した場合、産業衛生上の然るべきサンプリングと検査を行って健康リスクの評価を行っている。
 - 試験は、許可、免許に定める頻度または顧客が求める頻度(ただし2年の期間を超えない)で行っている。
 - 現行許可が失効する前に更新が行えるよう、文書化した手順を備えている。遵守事項カレンダー設定、業務指示システム、コンピュータによる電子メール・カレンダーシステムなど、許可追跡が文書化されている。

不適合の等級:

- 最優先:健康リスク評価プロセスを実施していない。
- 重大:法的に必要な許可、免許、または試験報告書がなく、かつ必要に応じてこれを確保し更新するプロセスがない。
- 軽微:法的に必要な許可、免許、または試験報告書はあるが、必要に応じてこれを確保し更新するプロセスがない。
- 該当しない:許可または免許が必要ない。試験報告書が必要ない。

遠隔検証:可

B4.2 化学的、生物学的および物理的要因に対する労働者の暴露について、適切な管理が行われている。

最低要求事項:

- **現場視察:**
 - 化学的、生物学的、物理的要因に対する労働者暴露の軽減・除去のための制御があり、効果が高い:
 - 技術的制御方策(例:排気ガス換気、囲いなど) 化学的、生物学的、物理的要因に対する労働者の暴露を軽減するための技術的制御方策(排気装置、筐体など)が設計されている
 - 化学的、生物学的、物理的要因に対する労働者の暴露を軽減するための管理的制御方策(労働者の暴露時間制限、ジョブ・ローテーションなど)が設計されている。
- **文書レビュー:**
 - 化学的、物理的、生物学的要因に対する労働者の暴露の特定、評価、制御を行うための文書化された仕組み(リスク評価の仕組み、事業所の年間計画を含む)があり、最新の状態である。
 - 過去3年間にわたる産業衛生サンプリング記録(政府機関が規制検査の一環として行うサンプリング検査を含む)があり、レビューすることができる。
 - サンプリングの頻度は最大1年、ただし、健康リスク評価、作業手順変更、規制要件のためにこれより頻繁なサンプリングが必要な場合は、この限りではない。
 - 労働者がリスク要因に暴露したために、障害を受けているか、聴力損失がないか、その他特定の職務に関連して健康上の問題がないか、判断することができる。

不適合の等級:

- **最優先:**
 - リスク評価または制御方策がない。
 - 暴露の可能性が明白である
- **重大:**
 - 暴露の可能性を特定し健康リスクアセスメントを行っているが、制御方策が不適切。
 - PPEの必要性を判断するための評価を行っていない。
- **軽微:**
 - 暴露の可能性の制御・最小限化を行い、かつ産業衛生上の監視の仕組みは適切だが、文書化や記録が不完全
- **該当しない:** サンプリングや試験により、労働者に対する潜在的な健康リスクがない事が示されている(従って監視対象外)。

遠隔検証: 不可

B5)過酷な身体労働

手作業による原材料取り扱い、繰り返しの多い力仕事、長時間の立ち作業、および極度に繰り返しの多い、または厳しい組み立て作業など、肉体的に過酷な作業に伴う労働者の危険への暴露は、特定・評価・管理されなければなりません。

B5.1 労働者が過酷な身体労働に伴う危険にさらされる状況を、適切で効果的に特定、評価、連絡、管理している

最低要求事項:

- 現場視察:
 - 過酷な身体労働(例:重い物を持ち上げる、繰り返し持ち上げる、長時間立ったままなど)を減らすまたは除去するための方策が存在し効果的である:
 - 過酷な身体労働を減らすために技術的制御方策(例:パレタイザー、昇降台、調節可能な作業足場など)が設計されている。
 - 過酷な身体労働を減らすために管理的制御方策(労働者の暴露時間制限、ジョブ・ローテーションなど)が設計されている。
- 文書レビュー:
 - 過酷な身体労働の特定、評価、制御のため文書化された仕組みがあり、最新のものである。
 - リスク評価:
 - 規制要件がより頻繁な評価を求めない限り、リスク評価は少なくとも年に1回完了されなければならない。もし施設や作業の設定に変更がなければ、再評価の必要はない(この「変更なし」は文書化されなければならない)。
 - 過酷な身体労働に対しては、過去3年分のリスク評価記録が調査のために入手できる。
 - 職務の身体的要求に関連した過去3年間の傷害の調査と傾向分析。
 - 人間工学的な制御方策を実施、管理し、有効性を監視する。
 - 人間工学的作業の定期的分析
 - 主要な業務達成指数(労働者不快感調査データ、労働者や監督者によるフィードバック、作業ごとの離職率、作業ごとの製品瑕疵率を含むが、これに限らない)

不適合の等級:

- 最優先:リスク評価、管理方策がともになく、かつ高い頻度で過酷な身体労働が生じていることが明白である
- 重大:過酷な身体労働を特定し、リスク評価の仕組みもあるが、制御方策が不適切
- 軽微:過酷な身体労働を制御・最小化し、かつ過酷な身体労働を監視する仕組みも適切だが、文書化が不完全
- 該当しない:過酷な身体労働がない

遠隔検証:不可

B6)機械の安全対策

生産機械およびその他の機械は、安全上の危険を評価する必要があります。機械により労働者が怪我をする危険がある場合、物理的な保護、インターロック、防護壁を設置し、適切に保守管理しなければなりません。

B6.1 機械装置に関して許可、免許、試験報告書の全てを備えており、許可や免許を必ず最新のものに更新するためのプロセスを行っている。

最低要求事項:

- 現場視察:
 - 掲示や情報には、従業員共用スペース・休憩所・喫茶場所などでの掲出が求められるものがある。
 - 必要な掲示が最新のものであり、従業員の目に触れる場所に掲出している。
- 文書レビュー:
 - 機械装置類に関して法で求められる安全許可証が全てあり、レビューすることができ、有効である。
 - 機械装置類に関する免許が全てあり、レビューすることができる。
 - 機械装置類の安全性に関する試験・評価報告書が全てあり、レビューすることができ、許可、免許、法的要件で定める条件に合致している。
 - 試験は、許可、免許、法に定める頻度(ただし2年の期間を超えない)で行っている。
 - 遵守事項カレンダー設定、業務指示システム、コンピュータによる電子メール・カレンダーシステムなど、現在の許可が失効する前に許可が更新されることを保証する文書化されたプロセスが存在する。許可追跡が文書化されている。

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大::法的に必要な許可、免許、または試験報告書がなく、かつ必要に応じてこれを確保し更新するプロセスがない
- 軽微:法的に必要な許可、免許、または試験報告書はあるが、必要に応じてこれを確保し更新するプロセスがない
- 該当しない:許可または免許が必要ない。試験報告書が必要ない。

遠隔検証:可

B6.2 適切で効果の高い機器安全対策の仕組みを実施しており、労働者が機械装置を安全に操作している。

最低要求事項:

- 現場視察: 全ての機械は適切な安全対策装置、緊急停止装置を有しており、操作員は機械を安全に操作する。機器ピンチポイント、作業点、回転軸、フライホイール、チェーンドライブ、モーター回転部などに、潜在的危険に対する安全対策が施されている。
- 文書レビュー:
 - 被監査者が、機械類の安全対策の仕組み手順を文書化している:
 - 機械類のリスク評価の仕組みで、機械類の安全対策ニーズの特定方法(全ての機械類の購入前・設置前の有害性検討)を定めている。
 - 適切な方法により、判明した有害性制御の必要に応じた安全対策装置の設置に努めている、
 - 通常の検査とメンテナンスにより、機械類や安全対策装置、緊急停止装置を検査する。
 - 機械類と安全対策装置に係る検査および予防保守の記録があり、適切で最新状態である。労働者に対して、機械の安全性や、安全対策装置・緊急停止装置の使用方法について研修を行っている。
 - (必要な場合、または求められる場合)作業指示を、機械の位置(またはその近く)で労働者が理解できる言語により表示している。機械の安全な操作方法の文書を備えていて、利用可能である。

不適合の等級:

- 最優先: 労働者の機械操作は危険で、生命または四肢への差し迫った危険がある
- 重大: 生命または四肢への差し迫った危険はないものの、労働者の機械操作は危険で、手順は策定されているが不適切である、および/または労働者の母国語になっていない
- 軽微:
 - 労働者は機械を安全に操作しているが、作業指示が不完全である
 - 機械の安全対策プログラムはあるが、不完全である
- 該当しない: 機械による物理的な有害性がない

遠隔検証: 「軽微」不適合であれば可。

B7) 衛生設備、食事、および住居

労働者は、清潔なトイレ施設、飲料水の利用、および衛生的な食品の調理、保存、および食事のための施設を提供されなければなりません。参加者または労働エージェントが提供する労働者の寮は、清潔かつ安全に維持され、適切な緊急時の非常口、入浴およびシャワーのための温水、適切な温度と換気、および適切に出入りできる適切な広さの個人スペースを提供しなければなりません。

B7.1 食事、衛生設備、住居の安全衛生に関する必要な免許、許可、登録、認証書が全てあり、許可や免許が常に最新の状態であるよう、適切で効果の高いプロセスが構築されている。

最低要求事項:

- 現場視察: 該当しない
- 文書レビュー:
 - 許可証: 食事、衛生、住居に関して法律上必要な許可証が全てあり、レビューすることができ、有効である。
 - 賃貸アパートは、地方自治体の許可を得ているものでなければならない。
 - 免許: 食事、衛生、住居に関する全ての免許があり、レビューすることができる。食事、衛生、住居に関する試験報告書があり、レビューすることができ、許可、免許、法で定める要件や顧客が要請する条件を満たしている。
 - 健康証明書: 食堂・厨房の労働者が、有効な健康証明書を所持している。地域の規制により、食品労働者の健康診断その他の検査または証明書が必要とされる場合、検査を受けている、または証明書を所持しており、有効である。
 - 試験および報告: 飲料水の試験報告がレビューでき、飲料水は、定期的に(最低でも、2ヶ月に1度または地域規制で定める頻度のいずれか厳しい方で)試験を行っている。ただし、水道水が WHO 基準または類似の基準を満たしていると地域水道会社が証する場合には、飲料水の試験は不要(ただし現場に証拠文書を備えておかなければならない)。
 - 試験は、許可、免許に定める頻度または顧客が求める頻度(ただし2年の期間を超えない)で行っている。
 - 現行の許可が失効する前に当該許可、免許、証明書類の更新を行うことができるよう、文書化したプロセスがある。許可、免許、証明書類を得た履歴を文書化している。

不適合の等級:

- 最優先: 該当しない
- 重大:
 - 法的に必要な許可、免許、または試験報告書がなく、かつ必要に応じてこれを確保し更新するプロセスがない。
 - 食堂・厨房の労働者の証明書がないか、失効している
- 軽微: 法的に必要な許可、免許、または試験報告書はあるが、必要に応じてこれを確保し更新するプロセスがない
- 該当しない:
 - 許可または免許が必要ない
 - 試験報告書が必要ない
 - 事業所に寮、レストラン・食堂がない

遠隔検証: 可

B7.2 寮、浴室、従業員スペースは清潔、安全で整備が行き届いており、国際的な居住基準を満たしている

最低要求事項:

- 現場視察:
 - 寮および衛生設備(共用エリア、廊下、便所など)が清潔で整備が適切である。
 - 階段ホールが清潔で照明が十分で、寮からの出入りが安全である
 - 各階から十分な数の出口があり、出口扉はアクセスが容易、表示が明瞭で、施錠されていない。扉は、クラッシュバーなどのパニックハードウェアを用いている場合に限り施錠しておいてもよい。
 - 冬には、建物の暖房を行う(該当する場合のみ)。窓から採光と換気を行う。
 - 照明が十分であり(照明は、読み書きその他の業務外活動に供するもの)、安全で十分な電気ソケットが提供されている。
 - 居住エリアと調理設備を分離している。
 - 適切な火災・熱検知装置、警報・通報装置、消火設備を備えている。
 - 適切な屋内ごみ処理設備を設け、害虫駆除対策を実施している。
 - 十分な数の救急箱を備えている。
 - 各労働者に十分なスペースを備え、個人の私物施錠保管設備が利用可能である。
 - すべての設備が男女別に区別され、人数に見合っている。
- 文書レビュー:
 - 清掃・衛生対策の仕組みがある。衛生対策の仕組みの履歴を備え、最新の状態である。
 - 害虫駆除の仕組みがあり、害虫駆除記録はレビューすることができ、最新の状態である。
 - 予防保全の仕組み(緊急対応支援施設を含む)があり、履歴を備え、最新状態である。

不適合の等級:

- 最優先: 寮・アパートが危険で、設備、生命または四肢に対する差し迫ったリスクがある
- 重大:
 - 寮や衛生設備が不衛生、または最低の要求基準を満たしていない(書類以外の点で)
 - 賃貸アパートが危険である
 - 賃貸アパートのリスク評価や検査を行っていない
 - 賃貸アパート居住者の訓練を行っていない。
- 軽微:
 - 寮および衛生設備は安全、清潔、適切だが、手順または記録がない、もしくは不完全。
 - 賃内アパートは安全、清潔、適切だが、居住者の訓練記録がない。
- 該当しない: 寮がない。

注: 研修関連の発見事項はB8で報告しなければならない

遠隔検証: 不可

B7.3 社員喫茶室・食堂が清潔で、よく整備されており、現地の衛生規則を遵守して運営している。

最低要求事項:

- 現場視察:
 - 社員食堂と厨房が清潔で、整備が行き届いている。
 - 食品貯蔵エリア:
 - 食品貯蔵エリアと調理エリアが清潔である
 - 食品の貯蔵方法が適切(床に直置きしていない;必要な場合、冷蔵されている)
 - 生の食品と調理済みの食品は分けられている、カバーをして保管、その他。
 - 食品は、表示された有効期限内に消費または廃棄している。
 - 食堂を利用する労働者数に照らして出入口が十分である。
 - 食品作業従事者が、食品汚染の防止のため、必要に応じてマスク、ヘアネット、手袋を着用している。
 - 食堂には、適切な手洗い設備を備えている。
 - 害虫駆除対策が有効である。
- 文書レビュー:
 - 社員食堂や厨房の清掃、消毒、外注駆除の記録があり、最新のものである。
 - 現地の規制により事業所健康検査その他の試験・証明書が必要な場合、検査を行い、証明書を備えている。
 - 食品の安全な取扱手順や衛生状態について、定期的な監視と報告を行っている
 - 食品の安全な取扱手順や衛生基準(冷蔵エリア、貯蔵エリア、調理エリアにおける)があり、遵守している。

不適合の等級:

- 最優先:社員食堂と厨房が危険で、事業所、生命の損失や重大な外傷が生じる差し迫ったリスクを伴っている
- 重大:社員食堂と厨房が清潔でなく、食堂・喫茶室の最低要求基準を満たしていない
- 軽微:社員食堂と喫茶室は安全、清潔で適切であるが、手順書や記録がない、または不完全である
- 該当しない:喫茶室または食事の提供がない。

遠隔検証:不可

B8)安全衛生のコミュニケーション

参加者は、労働者の一次言語による適切な職場の安全衛生トレーニングを提供するものとします。安全衛生関連の情報は、施設内に明確に掲載されるものとします。

注: EICC 行動規範に定める安全衛生規定に関わる安全衛生研修については、全て B8 で評価する。セクション B における他の条項の注記参照。

B8.1 労働者に対して、安全衛生に関する情報を明確に周知連絡し、研修を行っている。

最低要求事項:

- 現場視察:安全衛生に関する連絡事項を、労働者が理解する言語(必要により複数言語)で事業所内に明瞭に掲出している
- 文書レビュー:
 - 研修:
 - 安全衛生研修のニーズ分析を行い、文書化している
 - 研修ニーズ分析にもとづいて、研修ロードマップを設定している
 - 研修ロードマップにもとづいて、研修計画を備えている
 - 研修プログラム、機材、研修記録があり、適切で、最新の状態である。
 - 研修プログラムが最新のものであり、遵守事項カレンダー設定、作業指示システム、コンピュータによる電子メール・カレンダーシステムなどを用いて維持管理している。
 - 更新研修のスケジュールがあり、スケジュールにもとづいて実施している
 - 研修記録は、効果測定を検証(労働者が研修内容を理解し、研修目的が達成されたことを示すもの(研修後のテスト、研修についての労働者インタビューなどによる))を含む。
 - 研修は、労働者が理解する言語で実施しなければならない。
 - 周知連絡:
 - 少なくとも以下の項目を含む労働者・従業員向けの正式な周知連絡の仕組みがある:
 - 危険に関する周知手順:製造現場での全ての危険と職場における安全衛生の促進方策を示すもの。
 - 事業所で新しい作業手順を導入したときには、改訂版を作成する
 - 周知連絡は、労働者が理解する言語で実施しなければならない。

不適合の等級:

- 最優先:研修や周知連絡の仕組みがない
- 重大:研修や周知連絡の仕組みはあるが、重大な危険やプログラム項目が欠落している
- 軽微:研修や周知連絡の仕組みはあるが、周知連絡内容が開発されたスケジュールのとおり改訂されていない、または研修記録・検証が不完全
- 該当しない:該当しない

注:他の研修についての意見:

- ERTメンバーの研修については、B2.6で報告する。
- 初期対応要員の研修については、B3.3で報告する。

遠隔検証: 不可

C.環境

環境・労働安全衛生(EHS)に関するリスクが高い事業所では、EHSを専門とする監査員が監査チームに加わり、EHSに関する方針、仕組み、実績を審査する。EHS専門の監査員については第6章 監査チームを参照。

C1) 環境許可と報告

必要とされるすべての環境許可(たとえば、排出監視)、承認、および登録を取得・維持し、最新の状態に保ち、その業務および報告に関する要件を遵守しなくてはなりません。

C1.1 事業所が、法律上必要な環境関連の許可、認可、免許を得、登録を行っている

最低要求事項:

- 現場視察:
 - 事業活動を審査して、次の項目による影響を確認する:
 - 大気排出物
 - 廃水の排出
 - 雨水汚染
 - 危険物の保管および使用
 - 廃棄物(固形物および危険物)の排出
- 文書レビュー:
 - 許可証:法律上必要な環境関連の許可、認可、登録を全て得ており、レビューする事ができ、有効である。
 - 免許:環境関連の免許を全て得ており、レビューする事ができる。
 - 許可証:環境関連の許可を全て得ており、レビューする事ができる。
 - 危険廃棄物排出に関して取得した登録・許可のステータスを変える可能性のある変更事項について、地域や国の然るべき規制当局に報告を行っている。
 - 現行許可が失効する前に更新が行えるよう、文書化した手順を備えている。遵守事項カレンダー設定、業務指示システム、コンピュータによる電子メール・カレンダーシステムなどを通じて許可の追跡は文書化され達成されている

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:法的に必要な許可、承認、登録、免許がなく、かつ許可を保持し適時に更新するプロセスがない
- 軽微:法的に必要な許可、承認、登録、免許はあるが、これを適時に更新するプロセスがない
- 該当しない:許可、承認、登録または免許が必要ない。

遠隔検証:可

C1.2 環境当局への報告を、法の定めに従って速やかに行っている。

最低要求事項:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 期限内に報告書を提出するためのプロセスを文書化してある。報告書履歴を文書化しており、適切であり、閲覧することができる。
 - 法律上必要な直近3年間の環境報告書をレビューすることができ、法定要件に適合している。

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:法的に必要な報告書がないか不完全で、かつこれが適時に提出されることを保証するプロセスがない。
- 軽微:
 - 法的に必要な報告書は提出されているが、これが適時に提出されることを保証するプロセスがない
 - 法的に必要な報告書は適時に提出されているが、不完全である
- 該当しない:環境報告は必要ない。

遠隔検証:可

C2) 汚染防止と資源削減

資源の使用および水とエネルギーを含む、あらゆるタイプの廃棄物の発生は、その発生源において、または生産、保守および施設プロセスの変更、資材の代用、保全、資材のリサイクルおよび再使用などの実践によって削減または排除すべきです。

C2.1 あらゆる廃棄物から受ける影響の特定、管理、軽減を行うため、適切で効果的な仕組みを確立し、目的および目標を明確に定めている。

最低要求事項:

注: 本監査プロトコルでは、資源利用や廃棄物排出源に関する特定要件を定めた条項が別にある。本条項では、事業所が重要性評価を実施したか、原材料資源の利用・廃棄物排出の影響を理解しているか、影響を特定、管理、軽減するための仕組みを開発したかという諸点の確認を目的とするものである。

- 現場視察: 該当しない
- 文書レビュー:
 - 環境保護や汚染防止・省資源に関する方針、プロセス、要件を文書化しており、法律、規制、基準に準拠して実施している。
 - 仕組みでは、最低でも次の事項を定めなければならない:
 - 重大性評価: 重大な環境的側面を特定し、監視と管理のための仕組みを策定すること。
 - 基本項目 現時点での資源の利用・消費、廃棄物排出について原材料カテゴリーごとに理解すること
 - 資源利用および廃棄物排出について定期(年 1 回以上)的に監視を行うこと
 - 定期的な見直し(年 1 回以上)を実施して、改善事項の特定に努めている

不適合の等級:

- 最優先:
 - 管理や改善の仕組みがない。
 - 有害な排出物が地域環境に差し迫った影響を与える明らかな危険性がある(有毒な気体および液体の排出、未処理廃水の排出、化学物質の流出、事業所外への危険物質漏出など)
- 重大:
 - 資源利用・廃棄物排出の評価が完了していない
 - 管理や改善計画推進のための基準や仕組みがないが、地域環境に差し迫った危険はない
- 軽微:
 - 何らかの管理の仕組みを実施している
 - 改善計画があるが、不完全である
- 該当しない: 該当しない

遠隔検証: 可

C3)危険物

環境に放出されれば危険をもたらす化学物質およびその他の物質は、特定され、安全な処理、移動、保管、使用、リサイクルまたは再使用、および廃棄が確保されるよう管理されなければなりません。

C3.1 危険物(廃棄物を含む)は、政府認可・免許を取得した業者が、現地法に準拠して適切に分類、標示、保管、移送、廃棄を行っている。

最低要求事項:

- 現場視察:
 - 危険物の分類、取扱い、保管、移送は事業所内で行っている。
 - 分別、二重容器、換気、防火、適切な保管庫、危険物の標示・情報添付(ラベルや MSDS)、利用制限など、接近や従業員暴露を管理するための措置を事業所全体で実施している。
- 文書レビュー:
 - 受領、保管、分配、使用、返却、廃棄の手順を文書化しており、適切である。全ての危険化学物質の使用について、追跡、審査、承認を行う仕組みを文書化し、新規購入の危険化学物質は使用前に承認を得なければならない。
 - 被監査者は、新規危険化学物質を選定するプロセスの一環として、代替品(危険性が低いもの、危険性がないもの)について評価を行わなくてはならない。
 - 被監査者は、化学物質の正確な在庫記録を維持しなくてはならない。
 - 危険物と保管場所、使用場所の検査記録を備えており、不備がない。
 - 被監査者は、化学物質の保管や取扱いについて定めた詳細な手順を実施しなければならない。
 - 改善事項を発見した場合は、是正措置計画を実施、監視して、完了している。是正措置計画が進展していない場合、指定期限内に完了させるための措置を取っている。
 - 危険物の使用場所・保管場所では、労働者が使用する言語で危険物情報(ラベルや MSDS)を提供しなくてはならない。
 - 危険廃棄物の移送・廃棄には、被監査者が、現地規制当局による認可・免許を受けた業者のみを使用している事を示す証明書がある。
 - 危険廃棄物の全取扱業者が得ている免許・認可証の最新コピーをファイルしている。免許を定期的に審査し、最新であることを証明するプロセスを実施している。
 - 危険物の全点リスト、管理伝票、出荷伝票のコピーを、直近 3 年間または現地法に定める期間、ファイルに保管している。関連分野の例は以下の通り:
 - 大気排出物;
 - 処理廃水の排出;
 - 危険物の保管・使用;および
 - 危険廃棄物の排出。

不適合の等級:

- **最優先:**危険物(廃棄物を含む)を、事業所および人命の損失、深刻な身体的損傷が発生する差し迫った危険性を伴う条件下で、使用、取扱い、保管、廃棄している。

- 重大:危険物(廃棄物を含む)を体系的な手法で使用、取扱い、保管、廃棄しているが、実施していない最低要求事項が2つ以上ある。
- 軽微:軽微 危険物(廃棄物を含む)を体系的な手法で使用、取扱い、保管、廃棄しているが、文書に不備がある
- 該当しない:事業所内で危険物(廃棄物を含む)を使用・保管していない。

遠隔検証:可

C3.2 危険物を扱う労働者が、適切で効果的な研修を受けている。

最低要求事項:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 危険な化学物質(廃棄物を含む)の使用、取扱い、保管、廃棄に関する研修用教材や研修記録があり、適切で、更新されている。
 - 化学物質の保管、漏出時の清掃・廃棄に責任を負う労働者は、専門研修を受けなければならない。

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:危険化学物質(廃棄物を含む)の取扱い、保管、廃棄について研修を行っていない
- 軽微:適切な専門研修が行われているが、文書に不備がある、または年1度の再研修が行われていない
- 該当しない:事業所内で危険化学物質(廃棄物を含む)の使用、取扱い、保管、廃棄を行っていない。

遠隔検証:可

C3.3 危険廃棄物取扱業者を評価し、廃棄物の取扱い、保管、廃棄を現地法規定、許可条件、契約要件に準拠して行っていることを検証している。

最低要求事項:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 危険廃棄物の排出手順を実施しており以下のものを含む:
 - 現場の危険廃棄物排出の評価および危険廃棄物を最小限にする機会を特定する廃棄物最小化計画。
 - 契約や現地法の要件に従って、業者(危険廃棄物取扱業者や輸送業者)の定期監査を実施していること。
 - 評価報告、視察報告、監査報告上で、改善すべき事項を明確に記している。
 - 報告書は2年以内のものでなくてはならない。
 - 是正措置または改善措置が特定されている場合は、進捗状況を監視しており、措置が完了した、または順調に進捗している。
 - 是正措置が進んでいない場合は、期限内に是正措置を完了させるための追加措置を特定している。
 - 監査では法令遵守状況を検証するため、サプライヤーまたは認定第三者による現場視察を行う。

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:危険廃棄物の取扱業者・輸送業者についての現地監査や評価を直近の2年間実施していない
- 軽微:危険廃棄物の取扱業者・輸送業者についての現地監査や評価を直近の2年間に実施しているが、文書に不備がある、または是正措置がないか、進捗していない
- 該当しない:事業所内で危険化学物質の廃棄物を排出、保管していない。

遠隔検証:可

C4) 廃水および固形廃棄物

参加者は、固形廃棄物(危険物以外)の特定、管理、削減、および責任ある廃棄またはリサイクルを行うための体系的なアプローチを実施するものとします。操業、産業プロセス、および公衆衛生施設から生じる廃水について、排出・廃棄に先立ち、必要な特性確認、監視、管理、および処理を実施しなければなりません。また、廃水の発生を削減するための対策が実施される必要があります。参加者は、廃水処理システムの動作を日常的に監視するものとします。

C4.1 固形廃棄物は、適用法の規定を遵守して特定、管理、最小化、責任ある廃棄・リサイクルを行っている。

最低要求事項:

- 現場視察:
 - 廃棄物は分別、二重容器、換気、防火、適切な保管庫、危険物の標示・情報添付(ラベルや MSDS)、利用制限などの方法を用いて、事業所内で適切に特定、分類、取扱い、保管、移送を行っている。
 - 事業所内でリユースやリサイクルの仕組みを周知している。
- 文書レビュー:
 - 被監査者は、非危険廃棄物の最小化、責任ある廃棄・リサイクルに体系的に取り組まなければならない。
 - 事業所では、リサイクルに関する方針や仕組みを定め、リサイクル可能な材料を特定し(現地にリサイクルの仕組みがあり、リサイクルサービスを提供する廃棄物処理業者がいる場合)、廃棄物管理伝票を使ってリサイクル材料の追跡を行っている。プログラムには以下のものが含まれる:
 - 削減・リユースの目標
 - 目標達成状況の追跡
 - 廃棄物の削減・リサイクル目標を達成できなかった場合の是正措置
 - 保管場所では、労働者の言語により廃棄物情報(ラベルや MSDS)を表示している。
 - 廃棄物や保管場所の検査記録を備えており、不備がない。要改善事項を特定した場合は、是正措置を実施、監視して、完了している。是正措置が進まない場合は、期限内に終わらせるための措置を取っている。
 - 廃棄物の全点リスト、管理伝票、出荷伝票のコピーを、直近の3年間または現地法に定める期間、ファイルに保存している。
 - 免許の定期的な審査・更新プロセスを実施している。
 - 廃棄物の輸送および廃棄には、被監査者が、現地規制当局による認可・免許を受けた業者のみを使用している事を示す証明書がある。全ての廃棄物取扱業者の免許・承認のコピーがファイルされている。

不適合の等級:

- **最優先:** 廃棄物を、事業所、人命、身体への差し迫った危険、地域への多大な影響を及ぼすおそれがある状態で、管理・廃棄している
- **重大:**
 - 廃棄物は体系的、適切、合法的に管理・廃棄しているが、実施されていない最低要求事項が2つ以上ある。

- 事業所に廃棄物削減・リサイクル(地域でリサイクルが可能な場合)の仕組みがない。
- 軽微:
 - 廃棄物は体系的、適切、合法的に管理・廃棄しているが、文書に不備がある。
 - 廃棄物削減・リサイクルの目標達成が進展していない(または目標を定めていない)。
- 該当しない:事業所内で固形廃棄物を生成、保管していない。

遠隔検証:可

C4.2 排出廃水(産業廃水、処理廃水および下水)は、水質汚染防止や成分ごとの排出基準の遵守のため管理しており、廃水処理システムを定期的に監視している。

最低要求事項:

廃水には、産業廃水と生活廃水を含む。雨水廃水については C6 を参照。

- 現場視察:
 - 産業廃水や衛生廃水は、現地法および許可要件にもとづいて処理している。
 - 廃水は、自治体の処理施設、または河川(現地法で許可されている場合)に放出している。
 - タンク、配管、貯蔵容器などの機材が、保管・移送対象の廃棄物に適している。
 - 廃水処理システムを稼働しており、効果的な稼働のため目視検査を行っているように見える。
- 文書レビュー:
 - 未処理の廃水を、周辺環境に排出してはならない(適用法で認められている場合を除く)
 - 現地法に定める処理・排出が適切、利用可能で、最新の状態である。
 - 全ての処理廃水水流を特定し、特性を把握している。
 - 処理廃水水流の全点リストを作成している。全点リストは:
 - 各処理廃水水流の組成を明記している
 - 各処理廃水水流の量を明記している
 - 処理廃水に影響を与えるおそれが高い変更があれば改訂する
 - 年 1 回の見直しを実施する
 - 各事業所から排出する処理廃水を適用法準拠レベルに低減するため、適切な廃水処理施設を設置し、維持しており、それは以下の項目を含む:
 - 予防的な定期保守の仕組み
 - システム効率の監視プログラム
 - 現行の処理廃水収集システムの完成度を評価する仕組みを設定していること:
 - 廃水処理施設の定期的な検査
 - 不備を特定した場合の迅速な是正措置
 - 仕組みに関する適切な文書や追跡記録がある
 - 事業所の持つ廃水処理施設の処理能力を超えた場合、または施設が誤作動した場合に、緊急対応措置を実施している。
 - 法律や許可で定める要件を遵守していることを示す試験結果がある。
 - 試験結果は 2 年以内のものでなければならない。
 - 過去 5 年分の監視や報告の記録があり、法律の要件を遵守しており、不備がない。
 - 不適合が特定された場合は、原因を究明し、是正措置を実施している。
 - 被監査者は、事業所内で廃水処理全般(廃水監視、WWTP の保守および検査、緊急対応を含む)に責任を負う担当者(一人または複数)を指定する。
 - 廃水処理施設の操作や保守に責任を負う労働者を対象とする研修材料や研修記録があり、適切であり、更新されている。

- 被監査者は、廃水生成を抑制する戦略に沿って廃水削減の仕組みを実施しなくてはならない。この仕組みには次の事項を含む：
 - 削減・リユースの目標
 - 目標達成状況の追跡
 - 削減目標を達成できなかった場合の是正措置。

不適合の等級:

- **最優先:** 未処理廃水を排出していて、近隣の広範地域に安全衛生上の差し迫ったリスクを与えるおそれがある
- **重大:**
 - 廃水を処理していない、または排出に関する法律の要件を遵守していない。
 - 廃水処理施設の操作・保守に責任を負う労働者に研修を行っていない。
 - 定期的な監視を実施していない。
- **軽微:**
 - 廃水の状況は法律要件に適合しているが、定期検査が行われていない
 - 廃水生成を削減する仕組みがない。
- **該当しない:** 事業所内で廃水の生成・保管が生じていない。

遠隔検証: 可

C5)大気への排出

揮発性の有機化合物、エアロゾル、腐食剤、微粒子、オゾンを減少させる化学物質、および操業により発生する燃焼の副産物は、排出に先立ち、必要な特性確認、日常的監視、管理、および処理を受けなければなりません。参加者は、大気排出管理システムの動作を日常的に監視するものとします。

C5.1 大気排出について、排出前に特定、特性把握、定期的監視、管理、処理を行い、成分ごとの排出基準を遵守し、大気汚染物質管理システムの効果を定期的に監視している。

最低要求事項:

- 現場視察:
 - 被監査者が、現地法や許可要件に準拠して大気排出物を処理している。
 - 大気排出物質管理システムを設定している(該当する場合)。
- 文書レビュー:
 - 被監査者が、大気排出の発生源全点リストの作成、更新を行っている:
 - 大気排出の記録文書
 - 外部第三者には地域団体、規制当局、地方自治体を含むが、これに限らない。
 - 製品や工程に変更が生じ、それにより大気排出物に影響が出るおそれがある場合には、全点リストを改訂する。
 - 大気排出を管理するための適切な機材を設置し、保守を行っている:
 - 全ての管理計画は、然るべき規制当局の承認を得なければならない。
 - 予防的な定期保守の仕組み
 - システム効率の監視プログラム
 - 仕組みに関する適切な文書や追跡記録がある
 - 不適合が特定された場合は、原因を究明し、是正措置を実施している。
 - 被監査者は、非常事態に備えて、大気排出管理システムの誤作動、故障、保守・修正がある場合に対応措置を実施している。
 - 近隣地域から苦情が寄せられた場合、被監査者は次の事項を行う:
 - 大気排出の状態を検証するための監視を実施し、必要に応じて速やかに是正措置を実施する。
 - 異常な環境事象が発生した場合、適用法に準拠して全ての然るべき規制当局その他の機関に対する連絡を行う。
 - 年1回以上(または現地法の定めがあればそれ以上の頻度)の監視や報告記録が過去5年分、法定要件に準拠して整っており、不備がない。
 - 年次の分析試験を行って法定要件・許可要件への準拠を証明し、3年以上の分析試験結果を備えて置かなければならない。試験結果は2年以内のものとする。
 - 大気排出物処理施設の操作・保守に責任を負う労働者を対象とする研修用教材や研修記録を備えており、適切で、最新の状態である。

不適合の等級:

- 最優先: 地域に差し迫った危険を引き起こす未処理の大気排出物が放出されている

- 重大:
 - 大気排出物を処理していない、または排出に関する法律の要件を遵守していない
 - 大気排出物処理施設の操作・保守に責任を負う労働者は訓練されていない
 - 監視を定期的に行っていない。
- 軽微:大気排出物は法的要求事項を遵守しているが検査は定期的に行われていない
- 該当しない:大気排出物がなく、事業所には大気排出物に対する法的要求事項がない。

遠隔検証:可

C5.2 騒音レベルが規制基準の範囲内に収まっている。

最低要求事項:

- 現場視察:過度な敷地境界騒音がない
- 文書レビュー:
 - 適用法に準拠して、敷地境界の騒音源の特定、評価、定期的監視、管理を行っている。
 - 教会騒音レベルは年に1回評価され、近隣地域の「土地利用受入区分 (Receiving Land Use Category)」に変更がある場合、地域から騒音に対する苦情がある場合に、それに対応して境界騒音レベル基準を定めている。
 - 敷地境界騒音レベル管理のため、適用法に準拠して然るべき騒音管理機材を設置、保守している。年1回以上(または法の定めがあればそれ以上の頻度で)、監視や報告を行っている
 - 過去5年分の記録をレビューする事ができ、法定要件を満たしており、不備がない。
 - 不適合が特定された場合は、原因を究明し、是正措置を実施している。
 - 年次の分析試験を行って法定要件・許可要件への準拠を証明し、3年以上の分析試験結果を備えて置かなければならない

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:環境騒音の状況が、法定要件に準拠していない。
- 軽微:環境騒音は法定要件に準拠しているが、定期検査は行われていない
- 該当しない:環境騒音に関して法定要件を受けない

遠隔検証:可

C6)資材の制限

参加者は、製品および製造(リサイクルおよび廃棄物のラベル付を含む)における特定の物質の禁止または制限に関する、すべての適用される法律、規制、および顧客要件を遵守しなければなりません。

C6.1 調達や製造の正式プロセスの一環として、規制物質に関する法定要件や顧客要請を満たすため、効果的な仕組み(製品の化学的組成の測定・文書化のための効果的な手順や記録を含む)を実施している。

最低要求事項:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 規制物質に関する法定要件や顧客要請(原材料、包材、構成部品の調達方法も含む)は、正式な仕組みを施行して管理している。
 - 正式な仕組みでは、次の事項を定めなければならない:
 - 顧客要請事項と自社仕様や手順の比較を行うためのレビュープロセスを文書化しており、顧客要請への適合に努めている
 - 製品・構成部品の無作為分析試験。試験方法は適用基準(EC 62321 など)、法令要件、顧客要請に準拠するもの
 - 原材料・部品のサプライヤーが規制物質要件に適合するための要件を文書化し、提供する
 - サプライヤーから仕様書、適合性を表す文書や証明書を取得する。
 - 原材料・部品のサプライヤーに分析データの提出を求め、顧客によるデータ・レビューのために提供する
 - 顧客の要請があれば、適合性や分析データについての報告書や証明書を提供する
 - 適合性を検証するため、年1回以上(または現地法の定めがあればそれ以上の頻度で)手順に関する監査や評価を行う。
 - 適合しない原材料・構成部品を特定し、是正措置の進捗状況を追跡、実施する正式なプロセスを実施している。是正措置を追跡していない場合、期限内に完了させるための追加是正措置を実施している。
 - 規制物質に関する法令要件や顧客要請に適合している事を示す過去10年分の監視記録や報告記録が整っていて利用可能である。

不適合の等級:

- 最優先:仕組みがなく、かつ製品が顧客または規制当局による法的措置の対象となっている
- 重大:仕組みがない、または正式な仕組みはあるが、最低要求事項が2項目以上欠落している
- 軽微:正式な仕組みが実施されているが、不備があり、文書が不完全、または更新されていない。試験結果、監査報告、証明書の提出は行われているが、不備がある
- 該当しない:この点に関して、事業所はいかなる法的要求事項または顧客の要求の対象になっていない。

遠隔検証:可

C7)雨水の管理

参加者は、雨水の流出の汚染を防ぐための体系的なアプローチを実施するものとします。参加者は、違法な排出および流出が雨水管に入ることを防止するものとします。

C7.1 雨水汚染を防止し、排水水や流出水が雨水管に流入する事を防ぐため、適切で効果的な手順が実施されている。

最低要求事項:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 被監査者は、雨水汚染を発生させるおそれのある汚染源を特定しなければならない。
 - 雨水を汚染するおそれがある流出水や漏出水のリストと明細を作成し、影響を受けるおそれがある排水口を特定する
 - 過去3年間に、流出水や漏出水が雨水を汚染した事、雨水管システムに流入した事があった事例について、リストと明細を作成する
 - 雨水以外の排水水リストを作成し、無許可の排出があれば除去する措置を取る
 - 雨水への暴露がある産業活動区域と汚染成分リストを作成する
 - 被監査者は、雨水汚染防止計画(SWPPP)の一環として、雨水汚染を防ぐための構造的管理措置、非構造的管理措置の双方を選択決定しなくてはならない:
 - 事業所マップ(雨水流域、近隣水域、雨水集水・流水システムの位置、事業所内の不浸透域の概要、原材料の降雨暴露区域などを概略するもの)
 - 適用法に基づき、雨水排出の定期的監視を実施する。
 - 雨水から汚染物質を最小化または除去するための管理措置の効果測定のため、雨水排水の監視を行う。
 - 事業所内で雨水に関する緊急対応や報告業務に責任を負う従業員を1人以上指名している;
 - 有害物質が雨水排水システムに流入した場合に、事業所境界外につながる雨水排水口を直ちに閉じるシステムを備えている;
 - 被監査者は、雨水管理手段について年1回の包括的評価を実施しなくてはならない:
 - 目視やサンプル・分析データによる評価。
 - 雨水汚染防止計画(SWPPP)に定める検査の概要。
 - 事象報告や是正措置の追跡調査結果。

不適合の等級:

- 最優先:仕組みがなく、かつ地域に深刻な影響を与えるおそれがある雨水汚染のおそれが明白である
- 重大:仕組みがない、または正式な仕組みはあるが、最低要求事項が2項目以上欠落している

- 軽微: 正式な仕組みが実施されているが不備がある、または文書に不備がある、更新されていない。
- 該当しない: 該当しない

遠隔検証: 不可

C8)エネルギー消費および温室効果ガスの排出

エネルギー消費および温室効果ガスの排出は、事業所および／または会社レベルで追跡および文書化されなければなりません。参加者は、エネルギー効率を改善し、エネルギー消費および温室効果ガスの排出を最小化できるコスト効率の良い方法を追求しなければなりません。

C8.1 エネルギー消費と温室効果ガス排出を追跡し、文書化している

最低要求事項: 顕著な事業所内電力生成、電力購入、燃料消費、再生可能エネルギーの生成・消費について、追跡を行い評価することが望ましい。

- 現場視察：
 - 事業所における重要なエネルギー消費または温室効果ガス排出は追跡および文書化されており、これには、事業所内での燃焼(焼却炉、ディーゼル発電機、廃棄物焼却)、購入電力(非従量制の電力消費)、顕著な冷媒漏出(HVAC ユニットその他の冷蔵機材)、温室効果ガスを生成する製造工程(溶媒および発泡体から発生するCFCやHFCなど)などを全て含む。
- 文書レビュー：
 - 温室効果ガス発生源の年間消費量や使用量を追跡し、文書化している。
 - 事業所内の燃焼(主に石油、石炭、ディーゼル、天然ガス、プロパンガスなどの化石燃料やごみなどを燃やすことによって生じる温室効果ガスの直接排出)。前暦年中に事業所内で燃焼された燃料の総量についての記録コピーがあつてレビューが可能、または請求書その他の燃料購入記録から容易に推測できなくてはならない。
 - 購入電力(地域電力会社による従量制によるもの—事業所は、月間・年間電力消費を示す請求書または検針票を生成できなくてはならない)。
 - 事業所所有車両(トラック、乗用車、バス、フォークリフト、飛行機など)の燃料消費—事業所が所有する車両用に購入したガソリン・ディーゼル・エタノール・プロパンのそれぞれについて、購入総額を記した文書
 - 再生エネルギーの使用—事業所は、再生エネルギーの種類ごとに消費量(kWh、熱量など)を追跡できなくてはならない。所有する電気会社経由で再生エネルギーを購入する場合は、同様に文書化する。再生エネルギーの生成・購入は、他のエネルギー源とは別に記録し、事業所内の燃焼燃料や購入電力の総量・総額から減じてはならない。
 - その他の重要なエネルギー源または温室効果ガス排出源:その他の顕著な排出源(CFC、SF6など)を、事業所レベルで追跡している(消費量および温室効果ガス排出量)。
 - 国際的に認められた温室効果ガスプロトコルに基づいて、エネルギー源やその他の温室効果ガス排出源の温室効果ガス排出への換算方法を示す文書を備えている。温室効果ガス排出を事業所レベルで追跡していない場合は、全社レベルの温室効果ガス排出(温室効果ガス排出源を持つ全事業所をカバーするもの)に関する追跡文書を提出する事ができる。

不適合の等級:

- **最優先:** 該当しない
- **重大:**
 - エネルギー消費・燃料消費データが追跡されていない、または顕著な不備がある。
 - 事業所レベルでも全社レベルでも、温室効果ガスデータがない。
- **軽微:** 事業所レベルでも全社レベルでもエネルギー消費データはあるが、温室効果ガス排出量を計算していない
- **該当しない:** 事業所が、直接に燃料代・電気代を支払っていない(エネルギー消費は、建物所有者が支払い・管理を行っており、会社に報告されていない)。たとえば、水道光熱費込みの賃貸ビルに入居している場合、会社は温室効果ガス報告のためにこのデータを入手できるよう誠意をもって努力すること、または効果的に推定することが望ましい。

遠隔検証: 可、ただし、事業所で顕著なエネルギー消費または温室効果ガス排出があり、文書化されていないことが判明した場合を除く。

C8.2 費用対効率の高い方法により、エネルギー効率改善やエネルギー消費・温室効果ガス排出最小化の取組みを行っている。

最低要求事項:

事業所で、エネルギー効率改善やエネルギー消費・温室効果ガス排出最小化を行うための改善事項を特定している。

- 現場視察:
 - エネルギー消費や温室効果ガス排出を最小化するための技術や経営戦略を明確に定めている。これには次のような事項を含む:
 - ビルディング・オートメーション技術、プログラム可能なサーモスタット、照明制御、エネルギー効率の高い暖房、冷房、照明および換気技術
 - 燃焼設備や車両に、燃料効率の高いエネルギー源または温室効果ガス排出が少ないエネルギー源(天然ガス、電子、セルロース系エタノールなど)の使用
 - 再生可能エネルギーの購入またはシステム設置
 - 洗浄剤を吸収・処理する高効率の収集・処理システムの使用
 - HVAC システムにおける低地球温暖化計数 (GWP)冷媒の使用
- 文書レビュー:
 - エネルギー効率や温室効果ガス排出を改善するため、適切で効果的な仕組みを実施しており、これらの取り組みによるエネルギー削減が追跡され文書化されている。
 - 効果的なエネルギー消費管理手順を実施している(始動・停止手順、ボイラーと冷却装置のステージングなどを含めることが可能であろう)。
 - エネルギー消費や温室効果ガス排出の年間削減目標と達成状況を測定、文書化しており、進捗していない場合は是正措置を実施している。
 - この仕組みには、役割と責任、文書化した手順、目標、監視、報告の詳細を定めなければならない。
 - 定期的な見直し(年 1 回以上)を実施して、改善事項の特定に努めている。
 - エネルギー・燃料消費を伴う設備の操作・保守を担当する労働者には、専門研修が必要な場合がある。

不適合の等級:

- 最優先: 該当しない
- 重大: 会社は、エネルギー消費や温室効果ガス排出を最小化するため、明白な努力を払ったことがない。
- 軽微: 会社は、エネルギー消費や温室効果ガス排出を改善するため、一定の投資を行っている、または計画を持っているが、文書化をしたことがない。
- 該当しない: 会社は、その事業所で消費している燃料やエネルギーの代金を支払っていない。

遠隔検証: 可

D. 倫理

D1) ビジネスインテグリティ

すべてのビジネス上のやりとりで最高基準のインテグリティが支持されなければなりません。参加者は、あらゆる種類の贈収賄、汚職、強奪、および横領を一切禁止する方針を保持するものとします。すべての商取引は、透明性ととも実施され、参加者のビジネスの会計帳簿に正確に反映される必要があります。汚職防止関連の法律の遵守を確保するために、監視および施行の手順が実施されるものとします。

D1.1 従業員・労働者が、贈収賄、腐敗行為、強要、横領への関与を拒否した場合または利害相反の存在を申告した場合、これにより会社にビジネス損失が生じる事があっても、降格や処罰その他の悪影響を受けるリスクが確認されない。

最低要求事項:

- 現場視察: 該当しない
- 文書レビュー:
 - 最高水準のインテグリティを求める事業基準やあらゆる形式の贈収賄、腐敗行為、強要、横領を厳禁することを定める正式な方針を定めている。
 - 利害相反がある場合に申告をするよう労働者・従業員に求める正式な手順がある。
 - 利害相反の申告を記録する。
 - 労働者・従業員が、倫理方針に適合しない行為を拒否した場合、拒否を連絡・表明した場合も、報復を受けないよう保護するための正式な手順がある。
 - 労働者・従業員が、倫理方針に適合しない行為を拒否した場合、拒否を連絡・表明した場合、利害相反を申告した場合にも、人事ファイル、休暇記録、開示記録の統計サンプル上で否定的な結果が確認されない。
 - 贈収賄、腐敗行為、強要、横領の厳禁や利害相反プロセス(利害相反の申告プロセスを含む)に関して行う経営層および労働者対象の研修を、少なくとも年に1回繰り返している。

不適合の等級:

- 最優先: 贈収賄、腐敗行為、強要または横領の事実が確認されていても、調査が行われていない、または是正措置計画が立てられていない
- 重大: 詳細で理解しやすい方針と実施された手順(周知連絡、研修、記録保管など)がない
- 軽微:
 - 方針、手順、または実施内容(周知連絡、研修、記録保管など)が部分的
 - 不適切な事例が確認されても、是正措置計画が不完全
- 該当しない: 該当しない

遠隔検証: 不可

D2)不適切な利益の排除

賄賂またはその他の不当もしくは不適切な利益を得るための手段を、約束、申し出、許可、提供、または容認してはなりません。この禁止には、ビジネスを保持する、ビジネスを何者かに割り当てる、またはその他不適切な利益を取得するために、第三者を通して、直接的または間接的に有価物を約束、申し出、許可、提供、または容認することが含まれます。

D2.1 贈収賄その他不当・不適切な利益を得る事についての約束、申し出、承認、授受が行われるリスクが確認されない。違反の申立てがあった場合には、適切な調査を行った上で懲罰を課する。

最低要求事項:

労働エージェントを利用している場合には、労働エージェントレベルでも本件の手順を実施しなければならない。間接雇用労働者は、贈収賄その他不当・不適切な利益取得に関して、被監査者と人材派遣業者の双方が定める手順を知っている必要がある。

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 次の事項を行うために適切で効果の高い手順が定められている:
 - サプライヤーや顧客と授受する贈答品の金額や頻度が過度にならないよう抑えること。
 - 贈収賄その他不正・不適切な利益を得るための約束、申し出、承認、授受を避けること。
 - 事業所が、以下の事項を行うためにビジネス内容を定期的に監視する仕組みを有している:
 - 労働者や代理人が、不適切な申し出、贈収賄、不当・不適切な利益の授受を行わないこと
 - 労働者、経営層、従業員または被監査者のエージェントについて不適切ビジネス行為の申立がある場合には、調査を行い、調査結果にもとづいて措置(懲戒処分を含む)が行われること。
 - その様な事例の記録が入手できる。調査手法、客観的データおよび証言を明確に示し、もし個人が倫理方針に従っていない場合の決定および措置は懲戒手続きに沿っている
 - 経営層、監督者および労働者を対象とした研修資材を備え、研修記録があり、適切で最新の状態であること。経営層、監督者、労働者に対して、年次で繰り返し研修を実施する。

不適合の等級:

- 最優先:贈収賄または不当利益の事例が確認されても、調査が行われていない、または是正措置計画が立てられていない
- 重大:詳細で理解しやすい方針と実施された手順(周知連絡、研修、記録保管など)がない
- 軽微:
 - 方針、手順、または実施内容(周知連絡、研修、記録保管など)が部分的
 - 不適切な事例が確認されても、是正措置計画が不完全
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:可

D3)情報の開示

参加者の労働、安全衛生、環境実践、事業活動、構造、財務状況、および業績に関する情報は、適用される規制と一般的な業界の慣行に従って、開示されなければなりません。記録の偽造またはサプライチェーンにおける条件または実践の虚偽表示は容認されません。

D3.1 誤った報告、記録改ざん、虚偽表示が行われるリスクが確認されない

最低要求事項:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 記録の改ざんを防ぎその正確性を保つために、検査・評価・監査手順を備えている。この質問項目では、故意でないミスは対象としていない。
 - 労働者、経営層、およびその代理人による不正表示を防止・調査するための手順がある。
 - 会計経理が適正であることを確認するため、優良会計方針と手順を備え、第三者による定期的な年次会計監査により会計記帳の検証を行っている。
 - 情報の正確性を確保するための内部統制システムを備えている。法定要件を遵守して政府報告を適時に行っており、報告に欠落がない。
 - 被監査者の事業運営状況に関する財務報告書・年次報告書が発行されており、適用される法定要件と良好な業界慣行に沿ったものとなっている。

注:複数の監査人により、様々な事業記録をクロスチェックして、記録に整合性があり正確なものであることを確認する。

不適合の等級:

- 最優先:不適切な事例が確認されても、調査が行われていない、または是正措置計画が立てられていない。文書は虚偽である
- 重大:詳細で理解しやすい方針と実施された手順(周知連絡、研修、記録保管など)がない
- 軽微:
 - 方針、手順、または実施内容(周知連絡、研修、記録保管など)が部分的
 - 不適切な事例が確認されても、是正措置計画が不完全
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:可

D4)知的財産

知的財産権が尊重され、技術やノウハウの移転は、知的財産権が守られた形で行われなければならない。また、顧客情報が保護されなければなりません。

D4.1 知的財産や事業情報の損失リスク、不正な情報公開のリスク(被監査者自身の情報、ならびに顧客・サプライヤーの情報について)が確認されない。

最低要求事項:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 契約締結プロセスの一環として、被監査者が顧客から受け取る情報を保護するための正式な方針と手順が定められている。
 - この情報には以下の項目を含む:
 - 主要な顧客企業の担当者の氏名と連絡先情報
 - 契約価格と数量
 - 下請業者、資材・部品サプライヤーなどの名称
 - アイデンティティ、トレードマーク
 - 第三者の知的財産
 - 特許記録
 - 著作権で保護される内容。
 - 知的財産権の再検討や、知的財産保護を図るための仕組みや手順が整備されている。
 - 被監査者の顧客、チャンネルパートナー、サプライヤー、労働者その他のビジネスパートナーに関する情報について、適用法令に沿って非開示と保護を図るための正式な手順を定めている。
 - IT 方針の中に、情報の提供・普及に関する指針を定めている。これには最低でも、労働者と経営層を対象とする秘密保持契約(雇用契約の一部としても、別個でもよい)を含めている。
 - 経営層と監督者に対して、年に1回、情報保護手順についての繰り返し研修を実施している。
 - 研修材料と研修記録があり、適切で、最新の状態である。

不適合の等級:

- 最優先:不適切な事例が確認されても、調査が行われていない、または是正措置計画が立てられていない
- 重大:詳細で理解しやすい方針と実施された手順(周知連絡、研修、記録保管など)がない
- 軽微:
 - 方針、手順、または実施内容(周知連絡、研修、記録保管など)が部分的。
 - 不適切な事例が確認されても、是正措置計画が不完全
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:可

D5)公正なビジネス、広告、および競合

公正なビジネス、広告、および競合の基準が支持されなければなりません。顧客情報を保護するための適切な手段を講じなければなりません。

D5.1 不正確な会社情報を一般社会に伝えるというリスクが確認されない

最低要求事項:

対象となる情報は、公開するあらゆる種類の会社情報(人員募集、製品の詳細、会社・施設の宣伝材料(冊子、ちらし)、商業広告、プレスリリース、ホームページなど)などである。

- 現場視察: 企業情報を公開している場合、正確であること
- 文書レビュー:
 - 被監査者の製品、サービス、事業機会、位置付けなどに関する公開情報が、虚偽または誤解を招くものであってはならない。
 - 会社情報が、法的要件を満たしていなければならない。
 - 被監査者の公開情報が、虚偽または誤解を招くものでない事、公正な事業や広告に関する法定要件を満たす事を確認するための正式な仕組みがある。

不適合の等級:

- 最優先: 不適切な事例が確認されても、調査が行われていない、または是正措置計画が立てられていない
- 重大: 詳細で理解しやすい方針と実施された手順(周知連絡、研修、記録保管など)がない
- 軽微:
 - 方針、手順、または実施内容(周知連絡、研修、記録保管など)が部分的。
 - 不適切な事例が確認されても、是正措置計画が不完全
- 該当しない: 該当しない

遠隔検証: 可

D5.2 談合が生じるリスクが確認されない。

最低要求事項:

- 現場視察: 該当しない
- 文書レビュー:
 - 製品の価格設定やその他の競争を弱める要因について、他社との談合共謀を防止するためにセーフガードを設けてある。
 - 談合共謀を禁止する正式な方針で、経営層、従業員およびビジネスパートナーまたはこれらの代理人が関与した場合の処分を定めている。
 - 談合共謀についての申し立てがあった場合の正式な調査手順があり、公正な競争に関する監視手順を定めている。
 - 労働者、従業員、経営層、ビジネスパートナーを対象に談合共謀防止について研修を行っており、さらに経営層は年次で更新研修を受けている。研修材料と研修記録があり、適切で、最新の状態である。

注: 監査人は、一般公開された情報について検索を行い、被監査者が何らかの意味で談合共謀に関与したとの裁判所の決定が下っていないか調査する。

不適合の等級:

- 最優先: 不適切な事例が確認されても、調査が行われていない、または是正措置計画が立てられていない
- 重大: 詳細で理解しやすい方針と実施された手順(周知連絡、研修、記録保管など)がない
- 軽微:
 - 方針、手順、または実施内容(周知連絡、研修、記録保管など)が部分的。
 - 不適切な事例が確認されても、是正措置計画が不完全
- 該当しない: 該当しない

遠隔検証: 可

D6)身元の保護と報復の排除

法律により禁止されていない限り、サプライヤーおよび従業員の内部告発者の機密性、匿名性、および保護が維持されることを確保するプログラムが維持されること。参加者は、従業員が報復の恐れなしに懸念を表明できるコミュニケーションプロセスを保持する必要がある。

D6.1 倫理上の違反行為の疑いがある場合、労働者およびサプライヤーの労働者が秘密裏に報告を行うことができるよう、制度が設けられている。

最低要求事項:

- 現場視察:秘密裏に報告を行うことができるルートを確認し、目に見える形を取っている(苦情箱、ホットライン、ホットメール、第三者ラインなど)
- 文書レビュー:
 - 被監査者が不正告発を受けた場合、迅速に有効性を調査し、有効である場合には早急に是正措置を取る;上記の保護は間接労働者を含むすべての労働者に適用されるべきである。
 - 被監査者及び主要サプライヤーの操業場所にある労働者が、違反事例や懸念事項について安心して報告できるよう、明確な情報伝達チャンネルを設けてあり、不正報告が求められている。
 - 報復の可能性を防ぐため、労働者及び主要サプライヤーの労働者が匿名で事業行動規範への違反が疑われる事例について匿名で報告を行うための手順を設けている。
 - 申し立て事例の調査プロセスの一環として、内部告発者の身元を秘匿するための詳細な手順を設けてある。
 - 研修材料と研修記録があり、適切で、最新の状態である。年次の更新教育研修を全員に提供している。労働者及び主要サプライヤーの労働者が、倫理的・法的な問題事例の報告方法について書面による情報を提供されている。

不適合の等級:

- 最優先:
 - 不適切な事例が確認されても、調査が行われていない、または是正措置計画が立てられていない
- 重大:
 - 詳細で理解しやすい方針と実施された手順(周知連絡、研修、記録保管など)がない。
- 軽微:
 - 方針、手順、または実施内容(周知連絡、研修、記録保管など)が部分的
 - 不適切な事例が確認されても、是正措置計画が不完全
- 該当しない:
 - 該当しない

遠隔検証:可

D6.2 報復を受けるリスクが確認されない。

最低要求事項:

- 現場視察: 該当しない
- 文書レビュー:
 - 労働者・従業員宛てに、報復をしない方針について明確に周知連絡が行われている。
 - 報復の可能性を指摘する申立てがある場合に、その調査を行うための詳細な手順が設けられている。
 - 研修材料と研修記録があり、適切で、最新の状態である。年次の更新教育研修を全員に提供している。

不適合の等級:

- 最優先: 不適切な事例が確認されても、調査が行われていない、または是正措置計画が立てられていない
- 重大: 詳細で理解しやすい方針と実施された手順(周知連絡、研修、記録保管など)がない
- 軽微:
 - 方針、手順、または実施内容(周知連絡、研修、記録保管など)が部分的。
 - 不適切な事例が確認されても、是正措置計画が不完全
- 該当しない: 該当しない

遠隔検証: 可

D7)プライバシー

参加者は、サプライヤー、顧客、消費者、および従業員など、取引を行う者全員の個人情報に関する合理的なプライバシーへの期待に沿うよう取り組まなければなりません。参加者は、個人情報の収集、保存、処理、移転、および共有を行う場合、プライバシーおよび情報セキュリティに関する法規制の要件を遵守しなければなりません。

D7.1 個人情報が不正に公開されるリスクが確認されない

適用範囲: 経営層・労働者、顧客企業の従業員、消費者

最低要求事項:

- 現場視察: 該当しない
- 文書レビュー:
 - プライバシーを保護する正式な方針と仕組みがある: サプライヤー、顧客、消費者および従業員を含む、ビジネスを共に行う人全ての個人情報が対象となる。
 - この仕組みが、プライバシーや情報セキュリティに関わる法令の個人情報の収集、保存、処理、伝達に関する規定に適合している。
 - 労働者と管理者が、情報保護の手順について研修を受けている。研修材料と研修記録があり、適切で、最新の状態である。

不適合の等級:

- 最優先: 不適切な事例が確認されても、調査が行われていない、または是正措置計画が立てられていない
- 重大: 詳細で理解しやすい方針と実施された手順(周知連絡、研修、記録保管など)がない
- 軽微:
 - 方針、手順、または実施内容(周知連絡、研修、記録保管など)が部分的。
 - 不適切な事例が確認されても、是正措置計画が不完全
- 該当しない: 該当しない

遠隔検証: 可

D8)責任ある鉱物調達

参加者は、製品中のタンタル、スズ、タングステン、および金が、コンゴ民主共和国または隣接国で深刻な人権侵害を行っている武装グループを直接的または間接的に利するか、その資金源になっていないことを合理的に保証する方針を保持するものとします。参加者は、鉱物の原産地と流通過程についてデューディリジェンスを実施し、また顧客の要望に応じてその手段を顧客に開示するものとします。

D8.1「3TG 鉱物購入がコンゴ民主共和国とその近隣国における深刻な人権侵害の加害者である武装グループに対して直接・間接的な資金提供や利益供与とならないこと」を合理的に保証するため、適切で効果的な「紛争鉱物およびコンフリクトフリー（紛争非関与）調達の仕組みおよび方針」を実施している。

最低要求事項:

注:3TG 鉱物= タンタル、スズ、タングステン及び金

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 「コンゴ民主共和国や周辺 9 ヶ国における深刻な人権侵害の加害者である武装グループに対して直接・間接的な資金提供となる事」を知りながら 3TG 鉱物を購入する状況を回避するため、紛争鉱物について適切で効果の高い仕組みや明確な方針を備えている。
 - この方針では、少なくとも次の事項を定めなければならない:
 - 紛争被害を被っている地域の不法な武装グループに対して直接・間接的な資金提供や利益供与になるような鉱物の購入を回避すること。
 - 被監査者の製品に使用することが適切である 3TG を対象とすること
 - コンゴ民主共和国とその周辺諸国(アンゴラ、ブルンジ、中央アフリカ共和国、コンゴ共和国、ルワンダ、南スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア)を対象とすること
 - 紛争鉱物の調達方針を公開していること
 - この仕組みでは、少なくとも以下の事項を定めなければならない:
 - 方針実施のために文書化したマネジメントシステムがあり、調達の実施状況を同システムで証明できること。被監査者は、これらの要件を遵守していることを積極的に検証しなければならない:
 - コンフリクトフリーの調達を確保するため、管理・調達手順に方針内容を織り込んでいる。
 - 調達資材が 3TG ではない事または(製錬所・精製所で調達する場合)原産地がコンフリクトフリーである事を識別判断するプロセスを被監査者が開発したことを証明する。
 - 製錬所・精製所が調達しサプライチェーン内で使用する鉱物の直接・間接の原産地を特定するため、EICC による情報 (GeSI CFS プログラム) またはこれと同等のものを使用している。
 - 直接サプライヤーが、該当鉱物については独立系民間監査会社 (EICC-GeSI CFS プログラムまたはこれと同等のもの) による検証済の製錬所から調達するよう、書面による要請を受けている。
 - 該当鉱物についてコンフリクトフリーでないおそれがある原産地が特定された場合には、是正措置計画を実施している。

- 規定遵守を図るため年次で手順の見直しを行い、プロセス改善の必要性が特定された場合には、改善を図る。

不適合の等級:

- **最優先:** コンゴ民主共和国または周辺国からの紛争起因の鉱物購入が確認されたが、被監査者がこの問題に対処するために取った措置についての文書がない。
- **重大:** 明確な「コンフリクトフリー鉱物資源」方針または「紛争鉱物およびコンフリクトフリー調達仕組み」がない、25%以上の 3TG 原産地 (EICC-GeSI CFS プログラム参照) に対してデューデリジエンスおよび文書がない。
- **軽微:** 25%未満の 3TG 原産地 (EICC-GeSI CFS プログラム参照) に対してデューデリジエンスおよび文書がない。
- **該当しない:** タンタル、スズ、タングステン及び金 (3TG 鉱物) およびこれを含有する資材を使用していない

等級判定で: 文書とは、サプライヤーへの要請と、もし何も情報を受け取っていない場合、2回のフォローアップ要請が実施されている事を意味する。

遠隔検証: 可

E.管理体制

E1)会社の取り組み

経営幹部により是認され、現地の言語で施設内に掲示されたコンプライアンスおよび継続的改善への参加者の取り組みを確認する、会社の社会的・環境的責任方針の記述。

E1.1 経営幹部から支持された次の要素を含む適切で効果的な方針・規範:A) 労働、B) 安全衛生、C) 環境、D) 倫理。

最低要求事項:

- 要素:労働、安全衛生、環境、倫理
 - 特定の要素で有効な認定を取得している場合、この質問項目について、その要素が適合しているとみなす(すなわち、有効な ISO14001 の第三者認定証明書がある場合、監査員は環境マネジメントシステムの検証は行わない)。
- 倫理分野では、企業倫理、業務行動基準、ビジネス原則、行動規範またはこれと同様の文書の少なくとも一つで、**太字**で記した項目・原則をカバーしていることが必要である。用語が一致している必要はないが、同じ意図の原則を定めていなければならない:
 - 一般的倫理 **ビジネスの誠実・公正な履行**(例えば、利益相反、窃盗、強要、横領の防止、企業資産の保護、公正な競争)、身元の秘匿、報復の禁止(例えば、内部告発、匿名報告)
 - 法令遵守:腐敗防止または贈収賄防止、反トラスト、プライバシー、知的財産権(IP)保護、責任ある鉱物調達
 - 作業手順:**正確で透明性のある情報公開**(例えば、会社記録の正確性、帳簿・記録上での正確な報告、法規定や業界慣行に沿った情報開示)

各要素について:

- 現場視察:企業の社会的責任・環境上の責任についての方針を表す声明文を、労働者が理解できる言語により、労働者全員の目につくように表示している
- 文書レビュー:
 - 声明文・規範が事業所または会社の最高管理者により署名・支持されており、規制その他要件遵守と継続的改善についての責任を表明している
注:方針・規範を公開している場合(例えばイントラネットやインターネットサイト)、経営層が支持している旨の表示はなくてもよい
 - 事業所で行っている業務の性質と範囲に照らして、方針声明が適切である。

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:要素が2分野以上欠けている、継続的改善と法令遵守へのコミットメントを含んでいない、2割以上の労働者が、行動規範またはその内容を認識していない
- 軽微:上級経営層の支持がない、要素が1分野欠けている、5~20%の労働者が、行動規範またはその内容を認識していない
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:可

E2)経営者の説明責任と責任

参加者は、管理体制と関連プログラムの実施の確保を担当する上級役員および会社の代表者を明確に特定します。上級管理職は、定期的に管理体制の状態をレビューします。

E2.1 以下の要素に関するマネジメントシステムの実施と法令・規範の遵守のために、責任と権限を従業員・労働者全員(上級管理者から一般労働者まで)に権限を適切且つ効果的に定め、割り当てている:**A) 労働、B) 安全衛生、C) 環境、D) 倫理。**

最低要求事項:

- 要素:労働、安全衛生、環境、倫理
- 特定の要素で有効な認定を取得している場合、この質問項目について、その要素が適合しているとみなす(すなわち、有効な ISO14001 の第三者認定証明書がある場合、監査員は環境マネジメントシステムの検証は行わない)。

各要素について:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 上級経営層が、次の仕組みの実施責任を負っている
 - 法令、規制および EICC 要件の遵守
 - 法令遵守と EICC 適合に必要な仕組み、手順、是正措置を実施する権限を持っている
 - 組織の各階層の責任と権限が配置計画、職務記述書および/または事業所の管理体制文書の中で文書化されており、平時および緊急時における組織の全ての階層の責任割当が手順として文書化されており、責任に関する研修資料および研修記録があり、適切で最新のものである。

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:要素が2分野以上欠けている、要素のマネジメントシステムを実施する責任を負う経営層代表が指名されていない
- 軽微:ガイダンスに記載の何らかの項目が欠落している
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:可

E2.2 A) 労働、B) 安全衛生、C) 環境、D) 倫理の実績やマネジメントシステムに関して、適切で効果的なマネジメントレビューや継続的改善を図るプロセスが構築されている。

最低要求事項:

- 要素: 労働、安全衛生、環境、倫理
- 特定の要素で有効な認定を取得している場合、この質問項目について、その要素が適合しているとみなす(すなわち、有効な ISO14001 の第三者認定証明書がある場合、監査員は環境マネジメントシステムの検証は行わない)。

各要素について:

- 現場視察: 該当しない
- 文書レビュー:
 - マネジメントシステムのレビュープロセス(次の事項を定めるもの)を記載した文書がある
 - 項目
 - レビュー頻度
 - 会議記録
 - プレゼンテーション資料
 - その他、マネジメントシステムレビュー会議の記録(次の事項を明記するもの)
 - 日付
 - 出席者(上級経営層を含む)
 - 会議目的に対する進捗状況
 - 監査結果
 - 是正措置の完了
 - リスク・問題点
 - その他、マネジメントシステムの有効性判断や改善機会(正式な改善措置計画につながるもの)の特定に必要な情報。
 - 頻度: 少なくとも年 1 回。

不適合の等級:

- 最優先: 該当しない
- 重大: 要素が2分野以上欠けている、上級経営層による評価を毎年行っていない
- 軽微: 要素が1分野欠けている
- 該当しない: 該当しない

遠隔検証: 可

E3) 法的要件および顧客の要件

本規範の要件を含む、適用される法律、規制、および顧客の要件を特定、監視、および理解するプロセス。

E3.1 以下の要素に関する適用法令、規制および顧客の要求事項の監視、特定、理解を図り遵守するために、適切で効果的なプロセスが構築されている:**A) 労働、B) 安全衛生、C) 環境、D) 倫理**が策定されている

最低要求事項:

- 要素:労働、安全衛生、環境、倫理
- 特定の要素で有効な認定を取得している場合、この質問項目について、その要素が適合しているとみなす(すなわち、有効な ISO14001 の第三者認定証明書がある場合、監査員は環境マネジメントシステムの検証は行わない)。

各要素について:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 以下を実施するための正式な手順
 - 特定
 - 追跡
 - 評価
 - 統合
 - 実施
 - 適用される法的および顧客からの要求事項に対する最新の解釈を維持している。
 - これには少なくとも以下の項目を含む:
 - 新しく制定された法令や規制について最低四半期ごとのレビュー
 - 会社事業に関連する適用法令、規制と主要顧客要望をまとめた文書の維持と、最低四半期ごとの更新
 - 事業を新設・変更する場合、事前に適用法令と顧客の要求事項をレビューすること

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:要素が2分野以上欠けている
- 軽微:ガイダンスに記載の何らかの項目が欠けている
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:可

E4) リスク評価とリスク管理

被監査者の事業に関連する法令遵守、環境、安全衛生、労働慣行、倫理に関するリスクを特定し、特定されたリスクを管理し、規制の遵守を確保するために、各リスクの相対的な重要性を決定し、適切な手順と物理的管理を実施するプロセス。

E4.1 以下の要素におけるリスクを特定、評価、最小化・緩和・制御するための、適切で効果的なリスク管理プロセスを備えている:A) 労働、B) 安全衛生、C) 環境、D) 倫理

最低要求事項:

- 要素:労働、環境、倫理
- 特定の要素で有効な認定を取得している場合、この質問項目について、その要素が適合しているとみなす(すなわち、有効な ISO14001 の第三者認定証明書がある場合、監査員は環境マネジメントシステムの検証は行わない)。
- 倫理について-リスク評価はビジネス環境(事業を行う国、利害関係者など)を考慮しており、少なくとも誠実、公正、知的財産保護、贈収賄、腐敗行為、詐欺、横領、強要、法的・倫理的・公正な事業運営・市場慣行、違反の報告、内部告発者保護、リベート、贈収賄、プライバシー、違法な金銭支払いなどの点をカバーする。

各要素について:

- 現場視察:特定されたリスクに対処する統制措置が設けられている
- 文書レビュー:
 - 最も重大なリスク(適用法令の要求と顧客の要求を含む)を特定するために、正式なリスク評価手順が設けられている。
 - 特定されたリスクに対して、リスクを最小化するための行動計画、実務上の管理手順、改善目標を定めている。
 - リスク評価では次の事項を対象とする。
 - 事業場の全業務・全プロセス
 - 物理的な存在地
 - 実務上の管理手順を文書化する
 - 手順実施に責任を負う経営層・労働者に適切な研修を施す
 - 事業所で管理措置が未設定な場合、必要な管理を行うための実行計画(責任者を定めたもの)と実施期日を策定しておく
 - 定期的に管理措置の有効性を評価する
 - 改善が必要な場合には、是正措置を取る
 - 研修材料と研修記録があり、適切で、最新の状態である。
 - 年次ベースでリスク評価を行う。

不適合の等級:

- 最優先:施設、生命、四肢、または地域に対する対処されていない差し迫った重要な影響が確認される
- 重大:要素が2分野以上欠けている、事業の範囲および性質に対して適切なリスクプロセスがなく、統制が行われていない
- 軽微:要素が1分野欠けている、事業の範囲および性質に対して適切なリスクプロセスとリスク評価は行われているが、適切な統制が行われていない

- 該当しない:該当しない

注:安全衛生に関連するリスク評価は、B1.2 で取り扱う

遠隔検証:可

E5)改善目標

参加者の社会的・環境的責任を改善するための書面の業績目標、ターゲット、および実施計画（かかる目標の達成における参加者の業績に関する定期的評価を含む）。

E5.1 A) 労働、B) 安全衛生、C) 環境、D) 倫理の適切で効果的な業績管理プロセスがあり、それは業績（改善）目的および目標の設定、改善計画の策定および実施、目標達成に向けての定期的な進捗レビュー、必要に応じた適切な調整を含んでいる

最低要求事項:

- 要素:労働、安全衛生、環境、倫理
- 特定の要素で有効な認定を取得している場合、この質問項目について、その要素が適合しているとみなす（すなわち、有効な ISO14001 の第三者認定証明書がある場合、監査員は環境マネジメントシステムの検証は行わない）。

各要素について:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 指標・目的・目標などによる正式な設定プロセスを設けており、以下を含む。
 - リスク評価の結果を考慮
 - 法令や規制に定められた要件
 - 顧客の要求事項
 - 会社が定める基準や要件
 - このプロセスでは次の事項を定める。
 - 具体的な目標設定頻度（年次など）
 - 担当責任者の割当て
 - 実施計画
 - 完了日
 - 労働者への目標の周知連絡（必要に応じて）。
 - 目標達成に対する進捗度の定期的レビュー頻度
 - 継続的改善を達成するために、目的や目標が明確に設定されている。

注:この質問事項の報告には、現在の設定目標の詳細、直近のレビュー会議、目標に対する現在の進捗状況を含める

注:環境に関する目的、目標、実績は、C2.1 で取り扱う。

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:要素が2分野以上欠けている、目標が設定されていない、進捗についてレビューを行っていない
- 軽微:要素が1分野欠けている、目標を設定しているが、レビューを行っていない、または適切に進捗していないのに是正措置を取っていない
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:可

E6) トレーニング

トレーニングマネージャーおよび労働者が参加者の方針、手順、および改善目標を実施し、適用される法規制の要件を満たすためのプログラム。

E6.1 経営層・労働者全員を対象として、A) 労働、B) 安全衛生、C) 環境、D) 倫理の各要素について、全ての方針・手順・業務の関連事項や成果目標に関する適切で効果的な教育研修プロセスを構築している

最低要求事項:

- 要素: 労働、安全衛生、環境、倫理の方針および目標
 - 特定の要素で有効な認定を取得している場合、この質問項目について、その要素が適合しているとみなす(すなわち、有効な ISO14001 の第三者認定証明書がある場合、監査員は環境マネジメントシステムの検証は行わない)。
- 倫理について: 労働者を始め、請負業者、サプライヤー、ビジネスパートナーその他の関係者を全て対象とする
- 労働について: 然るべき懲戒手順に関する研修を含める

各要素について:

- 現場視察: 該当しない
- 文書レビュー:
 - 労働者・経営層を対象とする正式な教育研修プログラム:
 - 新入社員オリエンテーション計画
 - 研修ニーズの分析
 - 研修計画
 - 研修教材
 - 研修記録
 - 研修実施頻度
 - 研修効率の検証

注: 安全衛生に関する教育研修については、B8で取り扱う。

不適合の等級:

- 最優先: 該当しない
- 重大: 要素が2分野以上欠けている、連絡事項(方針、実績、活動内容、期待事項など)に2つ以上の事項が欠けている
- 軽微: 要素が1分野欠けている、連絡事項(方針、実績、活動内容、期待事項など)に1つの事項が欠けている
- 該当しない: 該当しない

遠隔検証: 可

E7)コミュニケーション

参加者の方針、実践、期待、および業績に関する明確で正確な情報を労働者、サプライヤー、および顧客に伝達するためのプロセス。

E7.1 A) 労働、C) 環境、D) 倫理の各要素についての方針、活動内容、実績について、労働者・経営層、サプライヤー、顧客に対して適切で効果的に連絡・伝達するプロセスが構築されている

最低要求事項:

- 要素:労働、安全衛生、環境、倫理
- 特定の要素で有効な認定を取得している場合、この質問項目について、その要素が適合しているとみなす(すなわち、有効な ISO14001 の第三者認定証明書がある場合、監査員は環境マネジメントシステムの検証は行わない)

各要素について:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - サプライヤーに対する正式な周知連絡の仕組み(次の事項を含むもの)がある:
 - サプライヤーのマネジメント宛て連絡文書
 - EICC 行動規範の遵守、環境・安全衛生(EHS)に関する適用規制要件 全ての適合をサプライヤーに求める契約条件
 - サプライヤー宛てプレゼンテーション
 - サプライヤー研修
 - 顧客を対象とする周知連絡の仕組みがあり、年に1度実行している。この周知連絡の仕組みは以下の項目を含まなければならない:
 - 採用業務及び実績(雇用の自由選択を含む、例えば労働人口と労働力のパーセンテージを含む労働エージェント・請負業者リスト、労働者のコスト(合計額の絶対値及び/または契約当たり)、労働エージェント・請負業者の手数料など)。

注:顧客へのSAQ提出は、顧客への情報開示・周知連絡に相当しない

注:安全衛生に関する周知は、B8で取り扱う。

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:要素が2分野以上欠けている、連絡事項(方針、実績、活動内容、期待事項など)に2つ以上の事項が欠けている
- 軽微:要素が1分野欠けている、連絡事項(方針、実績、活動内容、期待事項など)に1つの事項が欠けている。
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:可

E8)労働者のフィードバックと参加

本規範に記載されている実践と条件に関する理解を評価し、フィードバックを得て、継続的な改善を促進するために実施されている手順。

E8.1 報復や脅迫を受けることなく労働者が業務関連の苦情・不満を秘密裏に報告することができるよう、適切で効果的なプロセスが構築されている

最低要求事項:

- 要素:労働、安全衛生、環境、倫理
- 特定の要素で有効な認定を取得している場合、この質問項目について、その要素が適合しているとみなす(すなわち、有効な ISO14001 の第三者認定証明書がある場合、監査員は環境マネジメントシステムの検証は行わない)

各要素について:

- 現場視察:苦情・不満を報告するルートを労働者の言語で明確に周知しており、目に見える状態(苦情箱、ホットライン、ホットメール、第三者ラインなどによる)である
- 文書レビュー:
 - 労働者が苦情・不満について報復を受けるおそれなく匿名で報告するプロセスが設定されている。
 - 研修材料と研修記録があり、適切で、最新の状態である。年次の更新教育研修を全員に提供している。
 - 苦情・不満を報告する方法について、労働者に書面により情報を提供している

不適合の等級:

- 最優先:被監査者が、報復に積極的である(証拠のある事例が 1 件だけの場合も)
- 重大:要素が2分野以上欠けている
- 軽微:要素が1分野欠けている
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:不可

E8.2 適切で効果的な労働者協議・参画プロセス(業務改善のため、経営層が様々なチャネルにより労働者からのフィードバック情報を求め、労働者参画を促すもの)がある。

最低要求事項:

- 要素:労働、安全衛生、環境、倫理
- 特定の要素で有効な認定を取得している場合、この質問項目について、その要素が適合しているとみなす(すなわち、有効な ISO14001 の第三者認定証明書がある場合、監査員は環境マネジメントシステムの検証は行わない)。

各要素について:

- 現場視察 フィードバックを行うチャネルが明確に周知連絡されていて、目に見える形である(提案箱など)
- 文書レビュー:
 - 労働者からのフィードバック情報を集める正式な仕組みがある:
 - 労働者調査
 - 提案箱
 - 労働者フォーカスグループの設定
 - 労働者・経営層合同委員会
 - 労働者・組合代表者
 - プロセス改善チーム
 - フィードバック内容を分析し、状況改善のために措置が取られている。
 - アクションプランがあり、実施されているか、進展している。

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:フィードバック・メカニズムがない
- 軽微:ガイダンスに記載の何らかの項目が欠落している
- 該当しない:労働者への周知がない

遠隔検証:不可

E9) 監査と評価

法規制要件、本規範の内容、および社会的・環境的責任に関連する顧客の契約上の要件への適合を確保するための定期的な自己評価。

E9.1 以下の分野に関する **EICC 行動規範**や適用法規制要求への適合性を定期的に評価するため、適切で効果的な監査プロセスを備えている:**A) 労働、B) 安全衛生、C) 環境、D) 倫理。**

最低要求事項:

- 要素:労働、安全衛生、環境、倫理
- 特定の要素で有効な認定を取得している場合、この質問項目について、その要素が適合しているとみなす(すなわち、有効な ISO14001 の第三者認定証明書がある場合、監査員は環境マネジメントシステムの検証は行わない)。

各要素について:

- 現場視察:該当しない
- 文書レビュー:
 - 正式な監査の仕組みがあり、少なくとも年次で行う自己監査を定め、次の事項の適合性を評価している:
 - 適用される規制上の要件
 - EICC 行動規範に定める要件
 - SER に関する顧客との契約上の要件
 - 自己の方針、基準、マネジメントシステム
 - 事業所が定めるその他の要件
 - 監査の仕組みの対象
 - 事業所の全エリア、
 - 業務プロセス、物理的状态、作業行為の全て
 - 文書記録類のレビュー
 - SER 責任者とのインタビュー。
 - 監査結果は、上級経営層がレビューを行う。

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:監査が行われていない、要素が2分野以上欠けている、規制の遵守が範囲に含まれていない
- 軽微:要素が1分野欠けている、規制の遵守は範囲に含まれているが顧客からの要求事項は含まれていない
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:可

E10) 是正措置プロセス

社内外の評価、点検、調査、および審査によって特定された不足の適時の是正プロセス。

E10.1 A) 労働、B) 安全衛生、C) 環境、D) 倫理の各要素について、内部、外部監査、診断、検査、調査を通じて特定された法令違反を含む EICC 行動規範の不適合を是正し、完了させる適切且つ効果的な是正措置プロセスが確立されており、根本原因を含むレビュー、特定された不適合または違反の通告に対する是正及び予防措置は進捗または完了している。

最低要求事項:

- 要素: 労働、安全衛生、環境、倫理
- 特定の要素で有効な認定を取得している場合、この質問項目について、その要素が適合しているとみなす(すなわち、有効な ISO14001 の第三者認定証明書がある場合、監査員は環境マネジメントシステムの検証は行わない)。

各要素について:

- 現場視察: 該当しない
- 文書レビュー:
 - 正式な是正措置の仕組みやプロセス(次の項目を含むもの)がある:
 - 是正措置報告書・計画書および追跡一覧表(次の事項を定めるもの):
 - システムの不具合を確実に特定するための、発見事項の根本原因分析
 - 具体的な是正措置
 - 措置実施の責任者
 - 監査のすべての特定事項に関する完了日の確立
 - 是正措置が計画通りに進捗していない場合には、追加措置を取って計画通りに戻す。
 - 是正措置が完了した時点で、経営層代表者が検証する
 - 是正措置計画(CAP)と実績管理目標・ターゲットの間の関連性を証明する。
 - 当局との連絡を含む過去3年間に受け取った規制当局の召喚状、違反通知のコピーがあり、レビューできる。
 - もし召喚状が受け取られた場合、それらの問題は対処され完了したことを証明する文書がレビューでき、事業所全体で発生する類似状況の全てに対処するための是正措置、予防措置がある。
 - 対策完了について、独立の第三者または本来の政府当局が検証していない場合には、監査員が対策完了を検証しなければならない。

注: 各要素に対して、過去3年間に規制当局が是正措置または処罰を課した事があるかどうかを調べるため、監査員は、一般公開された情報記録の検索を行う。

不適合の等級:

- 最優先:
 - 該当しない
- 重大:
 - 要素が2分野以上欠けている
 - 対処されていない規制措置または罰則が1つ以上ある。

- 軽微:
 - ガイダンスに記載の項目(仕組みやプロセスの対象目的、問題の修正が完了または進行中、再発防止のため予防措置など)のうち何らかの項目が欠けている
 - 規制措置または罰則は対処されてはいるが計画通り進捗しておらず、計画に戻すための是正措置が取られていない
- 該当しない:
 - 監査や評価を行っていない。
 - 被監査者が、過去3年間に労働関連の規制当局が定める措置を受けていない。過去3年間に当該ケースがない事を、3つのデータポイントで示さなければならない。

遠隔検証:可

E11)文書化と記録

規制の遵守、会社の要件への適合、ならびにプライバシーを保護するための適切な機密性を確保するための文書および記録の作成と維持。

E11.1 A) 労働、B) 安全衛生、C) 環境、D) 倫理の各要素のマネジメントシステムに関して、適切で効果的な文書・記録を維持し、個人情報保護のため適切なレベルのアクセス管理を実施している。

最低要求事項:

- 要素:労働、安全衛生、環境、倫理
- 特定の要素で有効な認定を取得している場合、この質問項目について、その要素が適合しているとみなす(すなわち、有効な ISO14001 の第三者認定証明書がある場合、監査員は環境マネジメントシステムの検証は行わない)。

各要素について:

- 現場視察:文書は安全に保存され、権限のある者しかアクセスできない
- 文書レビュー:
 - 文書マネジメントシステムがあり、次の事項を満たしている。
 - 法規制内容(記録保存に関する法令を含む)
 - 顧客要求事項
 - 少なくとも次の文書・記録についての文書化・記録手順を含む:
 - 支払い賃金および勤務時間の記録
 - 労働者の年齢確認
 - 財務監査報告書
 - 秘密保持契約書(NDA)
 - 契約諸条件
 - 自己監査報告書
 - 法令遵守評価
 - リスク評価
 - 業務内容と手順
 - 目的・ターゲット達成実績
 - 規制当局による検査報告書
 - 事故調査書
 - 労働者からの苦情
 - 研修記録
 - マネジメントシステムレビュー記録と行動項目
 - 是正措置記録。
 - 現地規制当局の要件や顧客要求事項により必要とされる文書・記録類のリスト・一覧表があり、適切で最新の状態である。
 - 利益相反の宣言書が個人ファイル内にある。

不適合の等級:

- 最優先:該当しない
- 重大:要素が2分野以上欠けている、規制要件を満たさない
- 軽微:要素が1分野欠けている、規制要件は満たすが、顧客からの要求事項を満たさない
- 該当しない:該当しない

遠隔検証:不可

E12) サプライヤーの責任

規範の要件をサプライヤーに伝達し、サプライヤーの規範の遵守を監視するためのプロセス。

E12.1 EICC 行動規範に定める要求事項を、主要な直接サプライヤーに対して周知連絡している。

「主要な直接サプライヤー」とは、被監査者が定める定義（例えば、年間支払い金額、中核ビジネスに関わる重要要素、複数回の調達、情報通信技術（ICT）分野のサプライチェーン関連、など）により判断する。この規範で定める「主要な直接サプライヤー」の定義は労働エージェント・請負業者、事業場内サービス提供者を常に含むものであって、セクション A3 と A4 の範囲に含まれないものも含む。

最低要求事項:

- 現場視察: 該当しない
- 文書レビュー:
 - EICC 行動規範の実施についてサプライヤー宛てに発行する手順文書
 - EICC 行動規範と規範に定める要件についてサプライヤー宛てに発行する正式通知文書、もしくは EICC 行動規範と規範条項をサプライヤーと締結する契約上に定めているもの。これには以下を含む:
 - サプライヤー・プログラム（主要サプライヤーの特定、「主要」の定義を含む）
 - 次階層主要サプライヤーへの周知連絡の仕組み（会議、電子メールなど）
 - 実施文言（契約書、注文書など）
 - 労働エージェントを利用する場合: 労働エージェントや請負業者との契約書で、EICC 行動規範に定める労働関連要件（最低でも、児童労働禁止、就業の自由選択、採用/サービス費用、賃金、手当、非差別、結社の自由に関する要件）を定め、母国と出先国両国の労働関連法令の遵守を求めること。

注: その他、強制労働について労働エージェント・請負業者が遵守すべき具体的要件は、A1 に定める

不適合の等級:

- 最優先: 該当しない
- 重大:
 - サプライヤーへの EICC に関する周知実施手順がなく、「主要な直接サプライヤー」に対する文書連絡手段を持っていない。
 - 労働エージェントや請負業者の仲介で雇用された労働者で、自己の雇用条件について、EICC 行動規範に定める要求事項に対する適合状態を述べる事ができない者が 2 割以上
- 軽微:
 - サプライヤーへの EICC に関する周知実施手順があるが、「主要な直接サプライヤー」の 2 割以上が連絡を受けていない。
 - 労働エージェントや請負業者の仲介で雇用された労働者で、自己の雇用条件について、EICC 行動規範に定める要求事項に対する適合状態を述べる事ができない者が 5% から 20% いる。

- 該当しない:事業所に、「主要な直接サプライヤー」がない。

注:強制労働について、労働エージェント・請負業者を対象とする監査結果は、A1で評価する

遠隔検証:可(労働エージェント・請負業者が遵守すべき要件に不適合の場合、不可)

E12.2 主要な直接サプライヤーによる EICC 行動規範の実施を図るため、効果的なプロセスを実施している。

「主要な直接サプライヤー」とは、被監査者が定める定義（例えば、年間支払い金額、中核ビジネスに関わる重要要素、複数回の調達、情報通信技術（ICT）分野のサプライチェーン関連、など）により判断する。この規範で定める「主要な直接サプライヤー」の定義は人材派遣業者・請負業者、危険廃棄物ベンダー、事業場内サービス提供者を常に含むものであって、セクション A3 と A4 の範囲に含まれないものも含む。

主要サプライヤーを対象に VAP プロセスおよび定期的な VAR がある場合にはレビューする

最低要求事項:

- 現場視察: 該当しない
- 文書レビュー:
 - 「主要な直接サプライヤー」を対象として、EICC 行動規範実施アンケート、サイト訪問による監査報告書や訪問報告書がある。被監査者のサプライヤーについて、EICC 行動規範やその条項に関連した改善措置アクションプランがある。これには次の点を含む:
 - 自己診断アンケート(SAQ)を用いる場合、現状と SAQ 回答内容の比較文書にもとづいた検証訪問または SAQ 情報を検証するための監査を行って、回答情報を検証することが必要
 - 監査(CMA または VAP)、AMA(第三者有資格監査法人が行う場合に認められる)
 - SAQ や監査により特定した改善領域についての是正措置計画
 - 是正措置計画(CAP)が実施されていることを検証するメカニズム
 - もし代替のリスクベースアプローチが(決まった回数の評価・監査の代わりに)存在する場合は、文書化された基準、指針、評価・監査の実施、発見事項に関する措置完了の追跡がある
 - 遠隔・机上の監査、または完全な EICC 監査が適切でない小規模・専門事業所やサービス提供者に対して用いられる的を絞った監査プロセスおよび指針。

注:その他、強制労働について、労働エージェント・請負業者が遵守すべき具体的要件は、A1に定める。危険廃棄物業者に関する発見事項/是正措置計画が欠けているまたは計画通りでない場合はC3で評価する。

不適合の等級:

- 最優先: 該当しない
- 重大:
 - 過半数の「主要な直接サプライヤー」に対する監査・評価がなく、かつ基準、指針、評価・監査の実施、発見事項に対する措置完了を備えた代替のリスクベースアプローチがない
 - 過半数の「主要な直接サプライヤー」に対する CAP が行われていない(該当する場合)
- 軽微: 過去 2 年以内に監査や評価を実施したのは、「主要な直接サプライヤー」の 8 割未満で、CAP は策定している。さらに基準、指針、評価・監査の実施、発見事項に対する措置完了を備えた代替のリスクベースアプローチは 50%より遅れている。

- 適用外:事業所に、「主要な直接サプライヤー」がない。

注:強制労働について、労働エージェント・請負業者を対象とする監査結果は、A1で評価する。

遠隔検証:可(労働エージェント・請負業者が遵守すべき要件に不適合の場合、不可)